

(仮称) 札幌市建設産業活性化プラン 目次

第 1 章 プランの策定にあたって	1-1
1 プラン策定の背景と趣旨	1-2
1-1 プラン策定の背景	1-2
1-2 プラン策定の趣旨	1-3
2 プランの対象	1-3
3 プランの位置付け	1-3
4 プランの期間（2020 年度から 2024 年度までの 5 年間）	1-5
第 2 章 札幌市における建設産業の役割	2-1
1 札幌市における建設産業の役割	2-2
1-1 地域社会資本の整備と維持	2-2
1-2 災害時の応急復旧対応	2-3
1-3 除排雪の対応	2-3
1-4 地域経済・地域社会への貢献	2-4
2 社会資本の状況	2-5
2-1 道路	2-5
2-2 橋梁	2-6
2-3 公園	2-7
2-4 水道	2-8
2-5 下水道	2-9
2-6 市有建築物	2-10
第 3 章 札幌市の建設産業の現状と課題	3-1
1 各種資料にみる建設産業の現状	3-2
1-1 建設投資額、建設業就業者、企業数の推移（道内）	3-2
1-2 建設業就業者の高齢化の進展（道内、全国）	3-3
1-3 建設業就業者の減少・高齢化の進展（札幌市内）	3-4
1-4 有効求人倍率の上昇（札幌圏）	3-4
1-5 若年層の建設業就業割合の低下（札幌市内）	3-5
1-6 高校に占める土木・建築・造園系学科の生徒数、割合（全国）	3-5
1-7 高校卒業生に占める建設業就業者の数、割合（道内、札幌市内）	3-6
2 建設産業就業者の将来推計	3-7
2-1 札幌市の建設業就業者数の将来推計	3-8
2-2 除雪従事者数の将来推計	3-9
3 建設産業の担い手確保や働き方改革等に関する国等の政策	3-10

3-1 建設産業政策に関連する主な法改正	3-10
3-2 国の建設産業政策.....	3-11
3-3 他機関の取組状況.....	3-13
4 建設産業の担い手確保等に向けた札幌市のこれまでの取組	3-14
4-1 建設業人材確保・育成支援事業（2015年度～）	3-14
4-2 工事等発注時の各種制度の活用	3-14
4-3 施工時期の平準化、適正な工期設定	3-14
5 アンケート、ヒアリング等に見る札幌市建設産業の現状	3-15
6 札幌市の建設産業の活性化に向けた課題の整理	3-17
6-1 担い手の確保・育成に関する課題	3-17
6-2 地域の安全・安心の確保に関する課題.....	3-17
6-3 技術力の向上、作業効率化や経営基盤の強化に関する課題.....	3-18
6-4 持続可能な社会環境に関する課題	3-18

第4章 プランの基本理念、基本方針及び目標..... 4-1

1 基本理念	4-2
2 基本方針	4-2
3 基本目標	4-3
4 取組目標	4-4

第5章 施策及び具体的取組..... 5-1

取組目標 1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組.....	5-3
施策 1-1：建設産業のPR事業の推進【業界団体、企業、市】	5-3
1-1-1 各種ツアー、施設見学、建設産業ふれあい展などのPR事業の継続・拡大	5-3
1-1-2 建設産業の魅力を伝えるPRパンフレット等の制作及び活用	5-4
1-1-3 札幌市や建設業界のホームページの活用等による情報発信体制の充実	5-4
施策 1-2：女性活躍を通じた魅力発信の強化【業界団体、企業、市】 ..	5-5
1-2-1 女性技術者等が参加するイベントの実施.....	5-5
1-2-2 女性の活動団体との連携強化	5-5
取組目標 2：建設産業の働き方改革の推進	5-6
施策 2-1：工事発注における週休2日の取組の推進【企業、市】	5-6
2-1-1 週休2日工事の実施拡大	5-6
2-1-2 週休2日の導入を考慮した補正率の見直し.....	5-7
施策 2-2：適正な工期及び業務履行期間の設定【市】	5-7
2-2-1 週休2日の確保を前提とした工期等の設定.....	5-7
2-2-2 業務履行期間の変更等の柔軟な運用.....	5-7

施策 2-3：施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】	5-8
2-3-1 債務負担行為の活用等による工事の早期発注の継続・拡大	5-8
2-3-2 業務履行期限の平準化の推進	5-8
2-3-3 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の活用	5-9
施策 2-4：受注者の作業効率化の推進【市】	5-9
2-4-1 工事に係る事務の効率化	5-10
2-4-2 業務等の効率化に資する取組	5-11
施策 2-5：労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】	5-12
2-5-1 各企業での週休 2 日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進	5-12
取組目標 3：担い手確保に向けた取組の推進	5-13
施策 3-1：担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】	5-13
3-1-1 就業環境の整備や改善の推進	5-13
3-1-2 学生等の入職促進等に向けたインターンシップ等の取組の推進	5-13
3-1-3 社員 10 人未満の企業における入職促進等に向けた取組の推進	5-13
3-1-4 企業 PR や求人等の各種情報発信の推進	5-14
施策 3-2：建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の拡充【市】	5-14
3-2-1 既存の助成制度の見直し（建設業人材確保・育成支援事業）	5-14
3-2-2 建設産業の担い手確保等の取組に対する支援策の検討	5-15
3-2-3 建設現場での生産性向上等の取組に対する支援策の検討	5-15
3-2-4 他機関の人材確保・育成に資する取組への支援等	5-16
施策 3-3：建設産業での女性活躍を推進する施策の検討【市】	5-16
3-3-1 札幌市の女性活躍に関する取組・施策との連携強化	5-16
3-3-2 女性の活躍に必要となる就業環境の改善の取組	5-17
施策 3-4：技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】	5-18
3-4-1 建設産業の合同企業説明会等に対する支援策の検討	5-18
3-4-2 採用説明会等に活用できる建設産業 P R 資料の作成、収集	5-18
3-4-3 企業情報の周知に関する支援策の検討	5-18
3-4-4 企業向けの勉強会やセミナーの開催	5-19
施策 3-5：企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】	5-19
3-5-1 若者・女性の活動との連携や横のつながりを創出する機会確保等の支援	5-19
施策 3-6：各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】	5-19
3-6-1 各機関が実施する各種支援制度に関する情報の集約・発信	5-20
3-6-2 札幌市等の認証・認定制度に関する企業の取組情報の発信	5-20
取組目標 4：人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業	5-21

施策 4 - 1 : 企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用	
【市】	5-21
4-1-1 多様な入札契約制度の活用等	5-21
施策 4 - 2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討	
【市】	5-22
4-2-1 表彰や認証・認定制度の充実・活用等の検討	5-22
取組目標 5 : 企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保	5-23
施策 5 - 1 : 適正な予定価格の設定【市】	5-23
5-1-1 現場と乖離のない歩掛・積算基準	5-23
5-1-2 適正な利潤の確保に向けた積算基準の設定	5-23
施策 5 - 2 : 中長期的な事業量の確保【市】	5-23
5-2-1 アクションプランに掲げる事業の実施	5-23
施策 5 - 3 : 地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】	5-24
5-3-1 地元企業への優先発注	5-24
5-3-2 地域を支える企業の受注機会の確保	5-24
施策 5 - 4 : 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実	
施【企業】	5-25
5-4-1 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施	5-25
施策 5 - 5 : 下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】	5-26
5-5-1 下請契約等の適正化に関する啓発の強化	5-26
取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進	5-27
施策 6 - 1 : ICT 活用工事の拡大【市】	5-27
6-1-1 ICT 土工・舗装工やその他の工種への適用拡大の検討	5-27
施策 6 - 2 : i-Construction による事業の効率化【企業、市】	5-27
6-2-1 除排雪作業の効率化・省力化に向けた ICT の活用	5-27
6-2-2 ICT 新技術の市街地工事や維持管理分野への活用の検討	5-28
6-2-3 コンクリートのプレキャスト化の活用の検討	5-28
6-2-4 BIM/CIM 活用業務及び設計段階からの 3 次元設計図面の導入の検	
討	5-28
施策 6 - 3 : ICT 施工の導入促進策の検討【市】	5-28
6-3-1 ICT 施工の導入促進策の検討	5-28
取組目標 7 : 建設業の発展に向けた横断的な取組の実施	5-29
施策 7 - 1 : 企業の事業承継などの取組への支援【市】	5-29
7-1-1 事業承継に関する市の取組との連携	5-29
7-1-2 事業承継や合併などにおいて体制維持を目指す企業への支援策の	
検討	5-29
施策 7-2 : 関係業界との連携強化【企業、市】	5-29
7-2-1 建設業以外の下請業者や取引業者の確保に向けた連携強化	5-29

施策 7-3：札幌市産業人材創出推進本部や既存計画等との連携【市】	5-30
7-3-1 札幌市産業人材創出推進本部の取組との連携	5-30
7-3-2 市の既存計画との関連	5-30
施策 7-4：教育分野との連携【市】	5-32
7-4-1 建設産業に対する子どもの理解の醸成	5-32
施策 7-5：他機関の建設産業関連施策との連携【市】	5-32
7-5-1 他機関の建設産業関連施策との連携	5-32
取組目標 8：将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討	5-33
施策 8-1：地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討【市】	5-33
施策 8-2：国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討【市】	5-33
施策 8-3：官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】	5-33

第6章 プランの推進にあたって 6-1

1 プランの推進にあたって	6-2
1-1 プランの推進の考え方	6-2
1-2 推進体制	6-2
1-2-1 庁内の推進体制	6-2
1-2-2 建設業界との推進体制	6-2
1-2-3 その他	6-3
1-3 プランの評価・見直し	6-3
1-3-1 評価指標	6-3
1-3-2 参考指標	6-3

第 1 章 プランの策定に あたって

この章では、計画策定の背景や位置付け、
計画期間といった計画全体に関わる基本
的な事項を示します。

1 プラン策定の背景と趣旨

1-1 プラン策定の背景

(1) 建設産業の重要性

札幌市は、アジアで初となる 1972 年冬季オリンピック札幌大会の開催を経て大きく飛躍し、1970 年代から 1980 年代前半に集中的に都市基盤の充実が図られてきた。今後はこれらの都市基盤の補修や更新を着実に進め、機能の維持を図っていく必要がある。

一方、我が国では近年、地震や台風・大雨などの自然災害が多発しており、2018 年 9 月の北海道胆振東部地震や全国各地で頻発している豪雨災害では甚大な被害に見舞われた。こうした現実を踏まえ、国土の強靱化に向けたインフラ施設の整備・維持や、災害時の対応体制の維持・強化の重要性が再認識されることとなった。

また、雪国である札幌市においては、冬期の経済活動等を支え、市民の安全安心な暮らしを守るためには除排雪の体制維持が不可欠である。

建設産業は、インフラ施設の整備や維持を行うとともに、災害発生時の応急対応や除排雪作業など、安全安心な市民生活を支える地域の守り手として、非常に重要な役割を担う基幹産業であり、建設業界及び各企業は、まちを守るパートナーとして将来にわたり不可欠な存在である。

(2) 人口減少・高齢化社会を背景とした人手不足問題

我が国では人口減少・高齢化社会を背景に、各産業分野の人手不足が大きな社会問題となっている。建設産業では、就業者の高齢化の進展により急激な就業者数の減少が続いており、特に就業者の多くを占める 50 代 60 代の技能労働者が近い将来に大量離職することにより体制維持が困難となり、地域の守り手が失われてしまうことが危惧されている。札幌市においても同様の問題を抱えていることに加え、建設従事者が担い手となる除雪オペレーターの減少は、除排雪体制の維持に直接影響するため、喫緊の対応を要する課題となっている。

(3) これまでの国の政策や札幌市の取組等の経緯

2014 年に担い手 3 法と呼ばれる品確法、入契法、建設業法の一体改正が行われ、品確法の基本理念に「将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保」が加えられた。それ以降、担い手確保や働き方改革等に関する法改正や政策が展開されており、建設産業政策が国主導で加速・拡大されている。

こうした中、札幌市では 2015 年度から「建設業人材確保・育成支援事業」を立ち上げて助成・PR 事業に取り組んでいる。この支援事業は、企業の人材確保等の取組促進につながっているものの、人材不足の解消までの効果は得られていないことや、2018 年 6 月の働き方改革関連法の成立を受けて、各企業は就業環境の整備や担い手確保等の推進に従来以上の取組が必要となった。

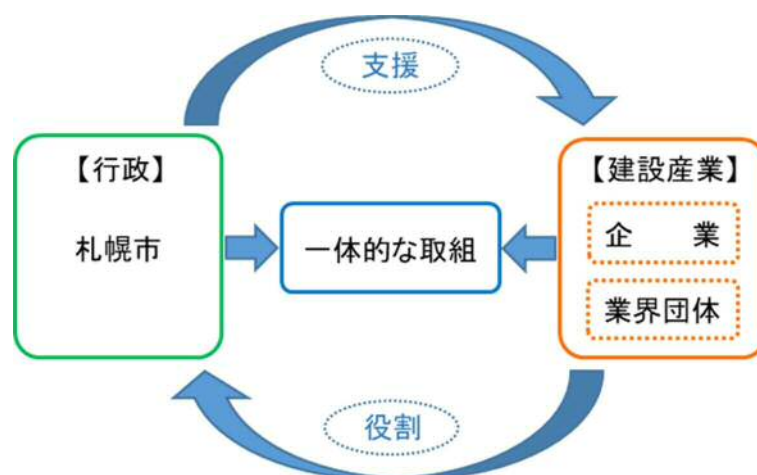
また、建設産業の担い手確保は除排雪体制の維持とも共通する課題であり、雪対策の新たな基本計画である「札幌市冬のみちづくりプラン 2018」に掲げている担い手確保の支援策とも今後連携して、効果的な取組を図る必要がある。

1-2 プラン策定の趣旨

背景に示した内容から、地域の守り手である建設産業の将来にわたる体制維持は、建設業界および行政にとって喫緊の課題となっている。

各企業は体制維持に向けて、担い手確保や働き方改革、生産性向上などの取組の推進が求められているが、働き方改革は公共工事の発注者等の協力がなければ取組が難しく、また、担い手確保や生産性向上の取組についても、個々の企業にとっては大きな負担となるため、一層の支援が必要な状況である。

以上より、全ての関係者が現状・目標を共有し、共通の施策を掲げる活性化プランを策定し、一体となって取り組むことで、建設産業の活性化や持続可能な体制の確保につなげることを目指す。



2 プランの対象

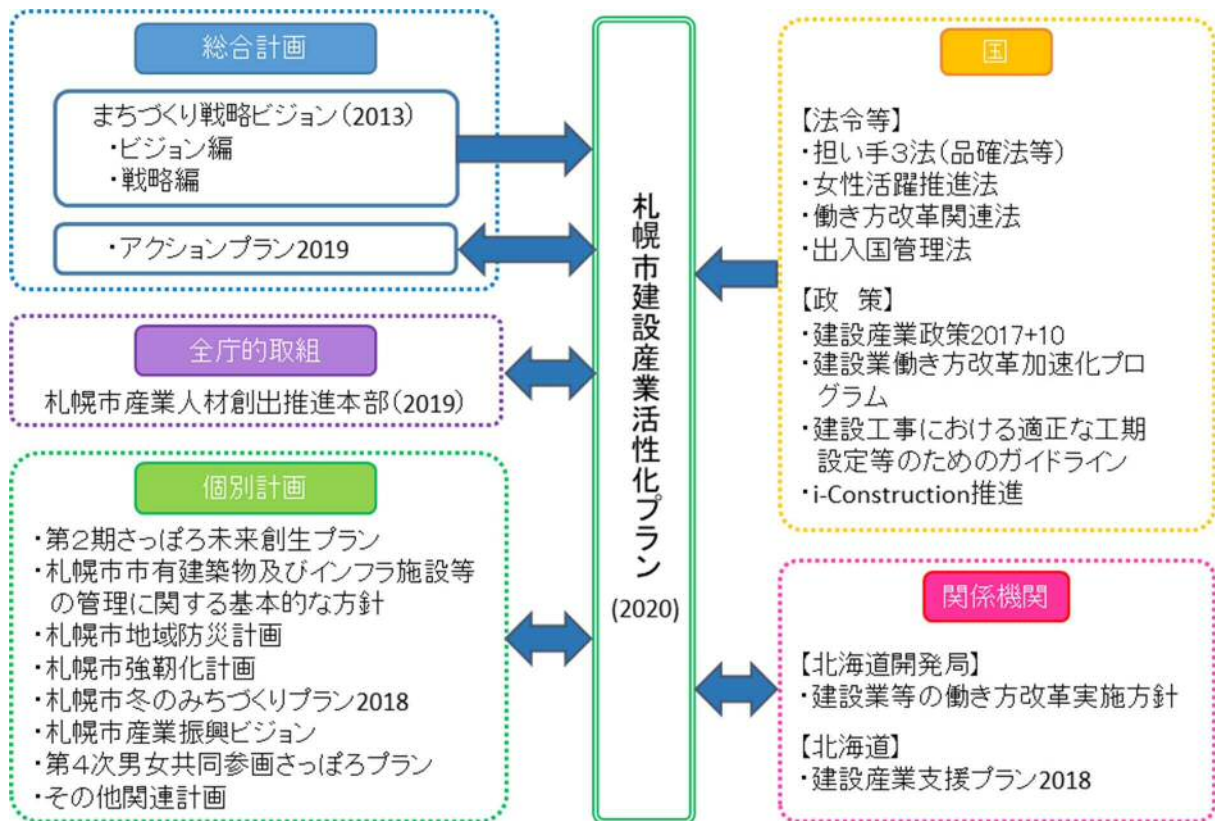
本プランでは、建設企業と測量・地質調査や設計などを営む建設関連企業及び業界団体を対象とするほか、工事施工等に関連する関係業界の企業・業界団体についても連携強化を図る対象とする。

なお、本プランでは、建設業及び建設関連業の両方を含める場合に「建設産業」と表記する。

3 プランの位置付け

(1) 札幌市のまちづくりに関する総合計画および関連する個別計画との関係

本プランは、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向に沿って策定する建設産業政策の基本計画とし、「札幌市冬のみちづくりプラン 2018」など関連する個別計画や 2019 年度に設置された「札幌市産業人材創出推進本部」などの全庁的な取組とも整合を図りながら推進する。



(2) 建設産業の活性化による SDGs の推進

2015年9月に国連サミットで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs）」が定められた。

SDGsは、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも2018年6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいる。

将来にわたる持続的な建設産業の体制を維持し、インフラの整備・維持、災害対応及び除排雪などの役割を果たすことにより、持続可能なまちづくりなど多くの分野の課題解決に資

することから、本プランによる建設産業の活性化を SDGs の達成にもつなげていくこととする。



4 プランの期間（2020年度から2024年度までの5年間）

建設産業の施策については中長期的な視野に立ちつつ、その時々々の社会経済情勢に応じ、的確な取組を図る必要があることを踏まえ、本プランの期間は2024年度までの5年間とする。

計画期間内においても、国の政策や建設産業の置かれている状況、更に上位計画との整合性などを踏まえ、その時々々の局面に応じた取組が必要であるため、見直し時期など適宜判断するものとする。

第 2 章 札幌市における 建設産業の役割

この章では、建設産業が札幌市の中で果たしている役割について示します。

1 札幌市における建設産業の役割

- ・建設産業は、社会資本の整備・維持、災害復旧や除排雪作業の担い手であり、「地域の守り手」として地域の安全安心な生活を支える基幹産業であり、表に札幌市における建設産業の主な役割を示す。

<表 札幌市における建設産業の主な役割>

主な役割	内容
① 地域社会資本の整備と維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフラ施設や建築物などの社会資本の機能を維持保全するため、維持管理・更新・改築を実施 ○ 緊急輸送道路の確保や耐震化など地域防災や国土強靱化につながる事業を実施
② 災害時の応急復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時は被害状況を把握し、迅速な応急対策を実施 ○ 市民の生活再建を図るため、早期復旧を実施
③ 除排雪の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心・安全で持続可能な冬の道路環境の実現 ○ 冬期の市民生活、歩行者の安全、経済活動及び地域防災力を確保
④ 地域経済・地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設業は基幹産業であるとともに地域の雇用を下支え ○ 地域の社会活動への貢献

1-1 地域社会資本の整備と維持

- ・インフラ施設や建築物などの社会資本の機能を将来に渡って維持保全していくため、今後更新時期を迎える多くのインフラ施設や市有建築物などの維持管理・更新・改築を計画的に実施していく必要がある。
 - ・札幌市強靱化計画等の計画に基づき、緊急輸送道路の確保やインフラ施設及び建築物の耐震化など、地域防災や国土強靱化に向けた事業の実施も不可欠である。
- ⇒建設産業はこうした社会資本の整備と維持の担い手であり、各事業を実施していくには建設産業の体制が維持されている必要がある。

図・写真

1-2 災害時の応急復旧対応

- ・札幌市においても、局地的な集中豪雨や北海道胆振東部地震など、自然災害により、札幌市の管理するインフラ施設等にも大きな被害が生じている。
 - ・建設産業は、このような被害に対して、道路や橋りょうほか各種施設の被害調査・応急復旧や緊急点検を実施している。
- ⇒災害発生時の復旧・復興により地域住民の生活や命を守る役割は、地域防災の観点から不可欠であり、将来まで維持しなければならない。

図・写真


1-3 除排雪の対応

- ・冬期の市民生活や経済活動等を守る役割
 - ・札幌市では、まとまった降雪があった場合、その日の深夜から早朝にかけて5,400kmにも及ぶ市内道路の除雪を一斉に実施する。
 - ・近年、札幌市内では局地的な大雪や初冬期の大雪など、特異な気象状況が頻発し、交通渋滞や路線バスのダイヤの大幅な乱れなどが発生している。
- ⇒冬期の市民生活や経済活動等を守るため、除排雪体制を将来まで維持しなければならない。

図・写真

1-4 地域経済・地域社会への貢献

- ・札幌市内の全就業者に占める建設産業就業者の割合は、男女合わせて 9.0%、男性のみでは 13.9%となっている（平成 27 年）。
- ・また、これら 2 つの職業以外にも建設産業に関連する産業はあり、建設産業は地域の雇用・経済の下支えや地域社会への貢献など、活力ある地域づくりに貢献。



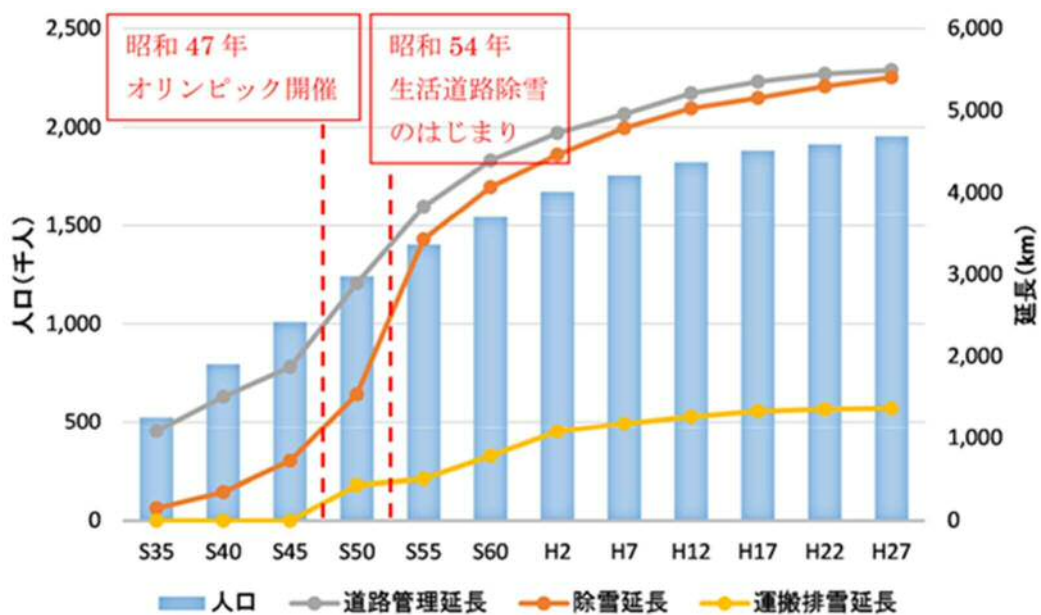
図・写真

2 社会資本の状況

- 1-1 に掲げた地域社会資本の整備と維持に関して、札幌市が所管する主な社会資本であるインフラや市有建築物について、これまでの整備状況や今後の整備の方向性などの概要を以下に示す。

2-1 道路

札幌市の道路延長及び除排雪延長の推移について、下図に示す。



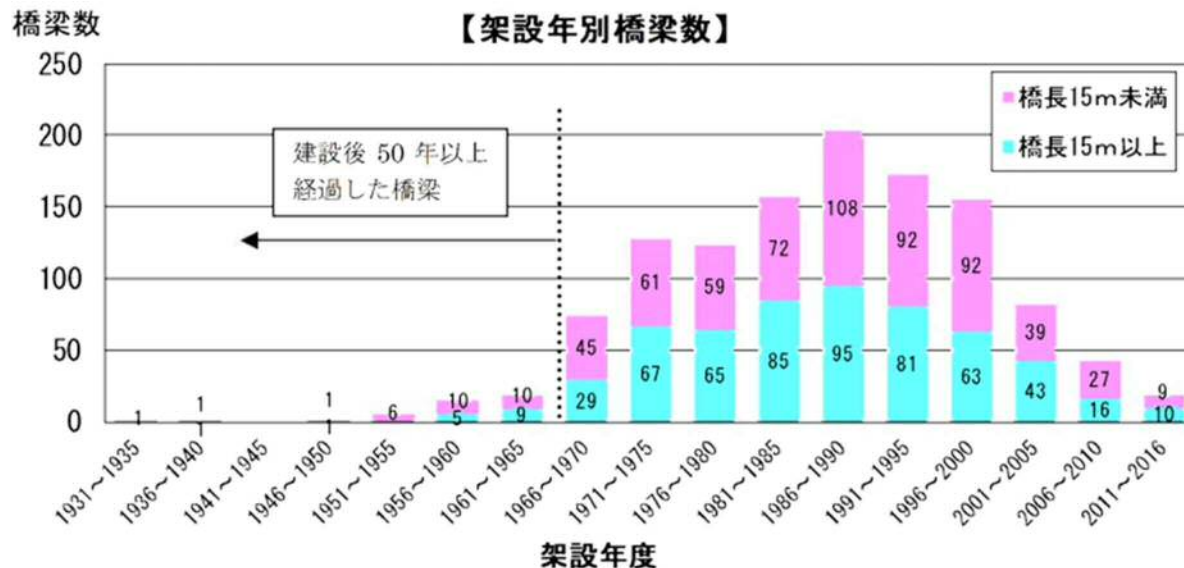
札幌市の道路管理延長と除排雪延長

札幌市の道路延長は、戦後、急激な人口増加による市街地の拡大に伴い急増し、札幌市が管理する一般道の管理延長は5,500kmを超えている。また、道路除雪延長も、オリンピック開催・生活道路除雪のはじまりを契機に急激に伸び、その後も年々増加。平成29年時点の除雪延長は対管理延長比98.5%となっている。

広大な札幌市においては自動車移動が市民生活や社会経済活動において重要な役割を果たしていることから、冬の市民生活や社会経済活動を支えるために道路管理・雪対策体制の維持が必要である

2-2 橋梁

札幌市の架設年別橋梁数について、下図に示す。



札幌市が管理する架設年別橋梁数（出典：「札幌市橋梁長寿命化修繕計画」）

札幌市が管理する橋梁 1,280 橋（H28.4 時点）は、1970 年頃から 30 年間に集中的に建設された。建設後 50 年を経過した橋梁は、2016 年時点では 4%であるが、10 年後には約 20%、20 年後には約 50%に達する見込み。

日々の維持管理に加えて、橋梁の長寿命化を図ることが必要であり、維持補修業務が今後増大していくことが想定される。

2-3 公園

札幌市の都市公園数の推移と公園整備の系譜について、下図に示す。



札幌市の都市公園数の推移と公園整備の系譜
(出典：「第 4 次札幌市みどりの基本計画中間答申」)

札幌市では、オリンピックの開催、そして政令指定都市に指定された昭和 40 年代後半から、昭和 50 年代後半にかけて、急速に公園数が増加した。

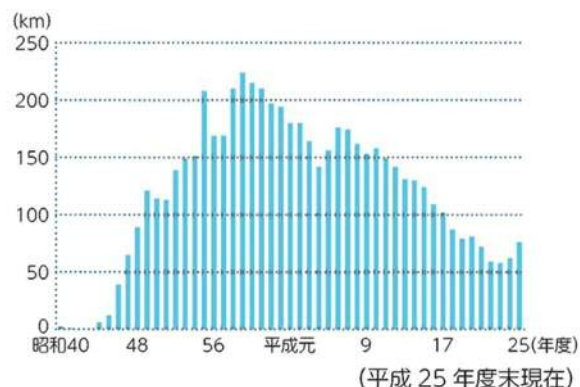
公園の約 6 割が整備後 30 年以上を経過しているなど、軒並み老朽化を迎えており、日頃の維持管理に加えて、公園施設の更新が必要となることが想定される。

2-4 水道

今後更新時期を迎える施設代表例と配水管の年度別布設状況について、下図に示す。

施設名	設置年度	建設後経過年数
白川第1浄水場	昭和46(1971)年	42年
白川第2浄水場	昭和54(1979)年	34年
西野浄水場	昭和46(1971)年	42年
宮町浄水場	昭和53(1978)年	35年
定山溪浄水場	昭和58(1983)年	30年

(平成25年度末現在)



今後更新時期を迎える施設代表例と配水管の年度別布設状況

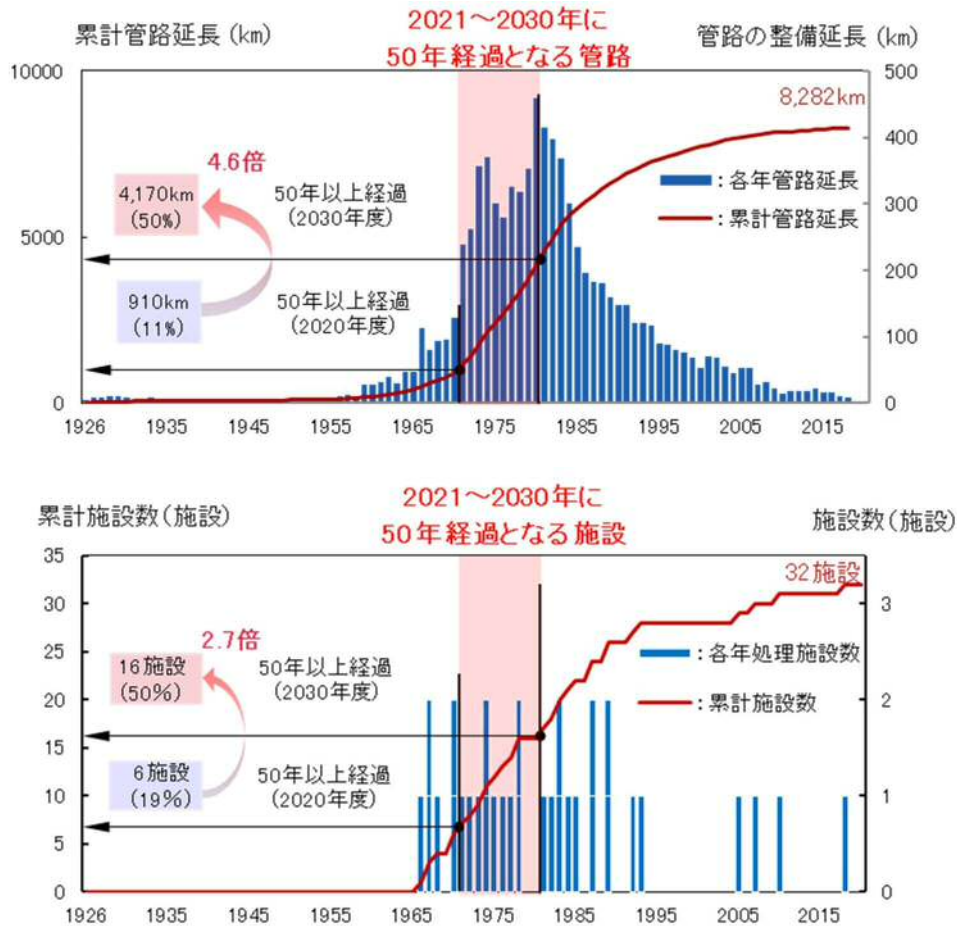
(出典：「札幌水道ビジョン2015-2024」)

札幌市の水道は、高度経済成長や急速な人口増加に伴って増加した給水需要に対応して、これらの施設を集中的に拡張整備してきた。その結果、現在は5つの浄水場（白川、藻岩、西野、宮町、定山溪）と4つの基幹配水池（藻岩、平岸、清田、西部）のほか、総延長が約6,000km（平成29年度時点）にも及ぶ配水管など、全国でも有数の大規模な施設を保有。

水道創設から80年以上が経過する中で、経年劣化が進んでいる施設も多く、今後は札幌水道にとって初めての大规模更新期を迎えることになる。

2-5 下水道

下水道管路及び下水処理施設の整備状況について、下図に示す。



管路と処理施設の整備状況

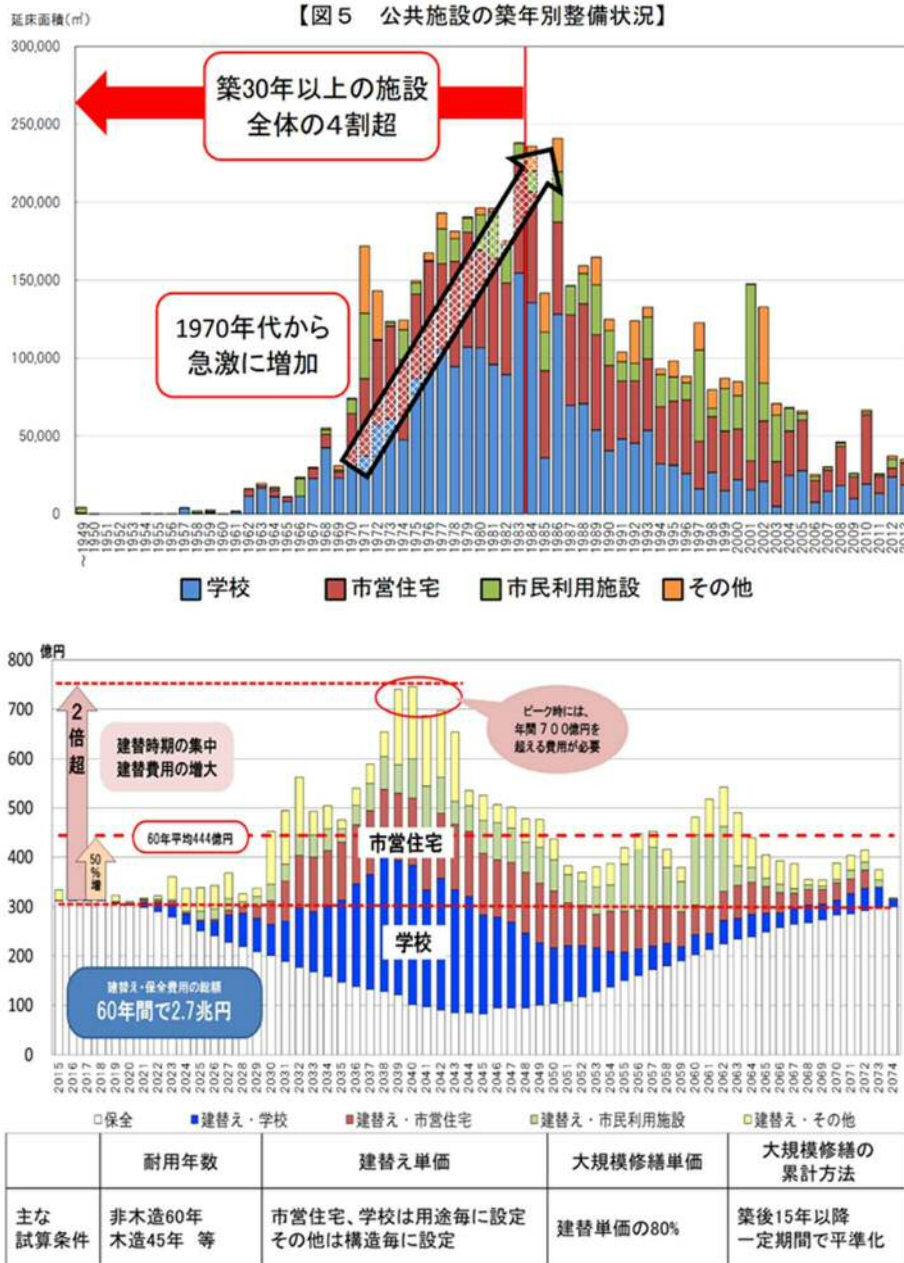
札幌市の下水道施設は、昭和40～50年代にかけて集中的に整備を進めたため、老朽化した管路や処理施設が急激に増加する。

特に耐用年数が50年とされている管路については、敷設後50年を超えるものが、2020年度の910km（11%）から2030年度には約4.6倍の4,170kmに増加し、全体の約5割を占める。処理施設のうち、耐用年数が10～25年程度と短い機械、電気設備については、既に多くの設備が耐用年数を超過している。また、土木・建築構造物についても構築後50年を超えるものが2030年度に16施設（50%）となる。

今後は、継続して良好な下水道サービスを提供するため、適切な維持管理に努めながら、計画的に改築を進める必要がある。

2-6 市有建築物

札幌市保有の公共施設の築年別整備状況及び立替・保全費用試算について、下図に示す。



札幌市保有の公共施設の築年別整備状況及び立替・保全費用試算

札幌市の保有する公共施設は、建築後30年以上が経過した公共施設が延床面積で全体の約4割を占めており、老朽化が進んでいる。

今後60年間で立替・保全等に必要となる費用は総額約2.7兆円となり、各年度の費用は2030年頃から急激に増加し、ピーク時の2040年頃には、現在の2倍以上の年間700億円を超える見込みとなっている。

第3章 札幌市の建設産業の 現状と課題

この章では、建設産業の担い手確保や働き方改革等に関する国の政策を示したうえで、札幌市の建設産業が置かれている現状と今後の課題について示します。

1 各種資料にみる建設産業の現状

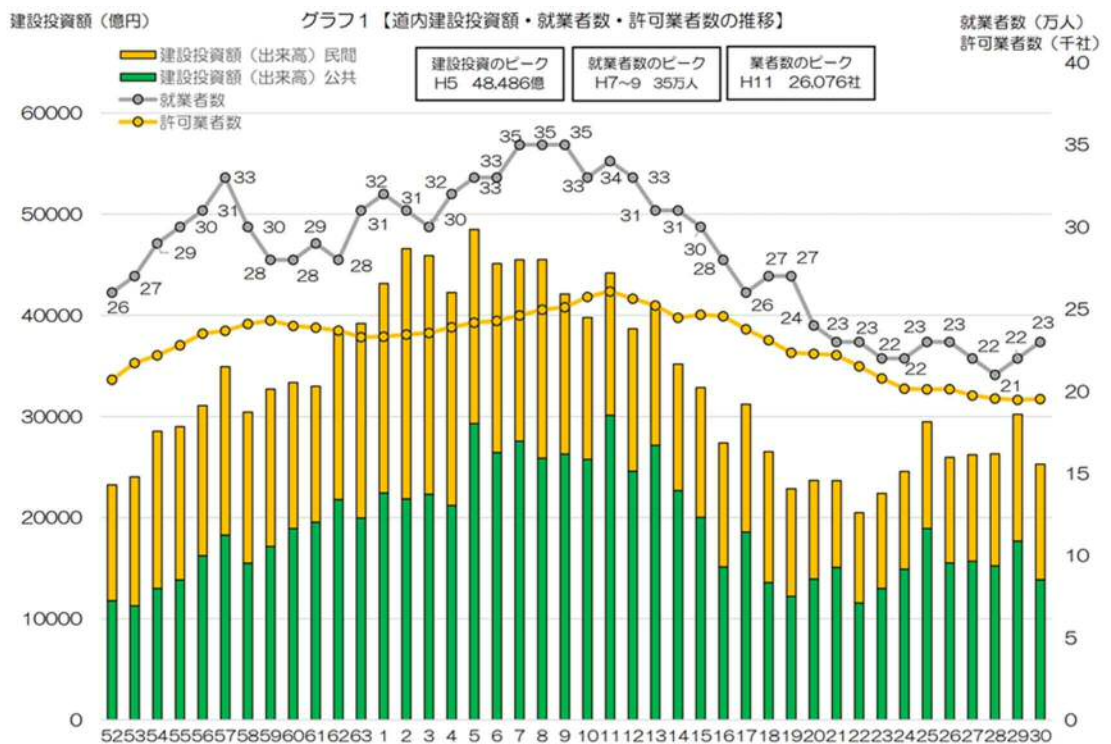
建設産業の担い手確保の現状を把握するため、建設業就業者の高齢化や減少等の推移、高校生の建設業への就業者数等のデータを示す。

1-1 建設投資額、建設業就業者、企業数の推移（道内）

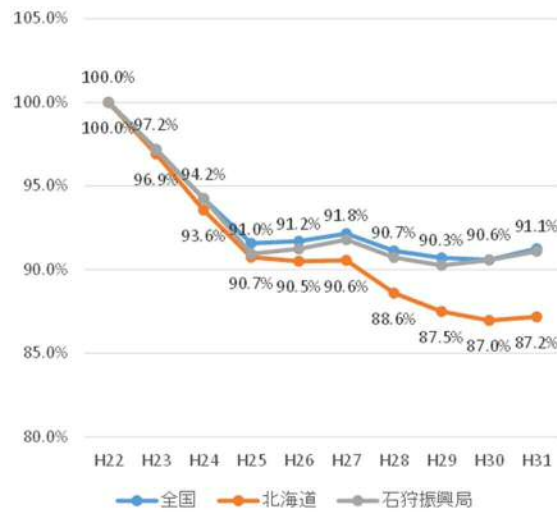
道内の建設投資額は平成 22 年度以降盛り返しているものの、平成 30 年度は、ピーク時の平成 5 年度に対して 52%の約 2.5 兆円となっている。

道内建設業の就業者数は、平成 30 年度にはピーク時の平成 7～9 年に対して約 63%に減少している。

道内建設業の許可業者数は、ピーク時の平成 11 年に対して約 75%まで減少し、減少傾向が続いている。



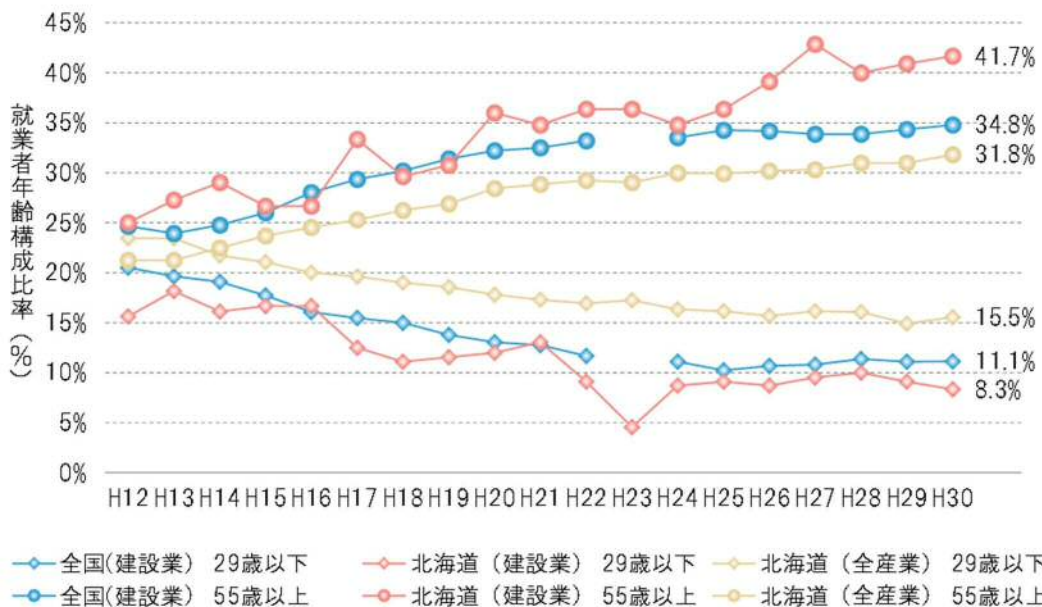
道内建設投資額・就業者数・許可業者数の推移 (出典：道内建設業の現状 (北海道))



建設業許可業者数の推移 (全国/北海道/石狩振興局) (データ:国土交通省及び北海道開発局)

1-2 建設業就業者の高齢化の進展 (道内、全国)

道内の建設業就業者に占める 29 歳以下の割合は長期的に減少を続けており、平成 30 年は全体の 8%となっている。これは全国建設業や道内全産業での割合よりも低い。一方、55 歳以上の割合は 40%を超え、全国建設業や道内全産業での割合よりも高く、道内建設業の高齢化の進展は全国よりも顕著である



全国及び北海道の建設業と北海道の全産業の就業者年齢構成(各年 3 月末時点)

(出典:総務省「労働力調査」を基に算出)

1-3 建設業就業者の減少・高齢化の進展（札幌市内）

札幌市内を就業地とする建設業就業者数は、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）までの10年間で約2.0万人（約23%）の減少となっている。（H17：87,321人→H27：67,574人）

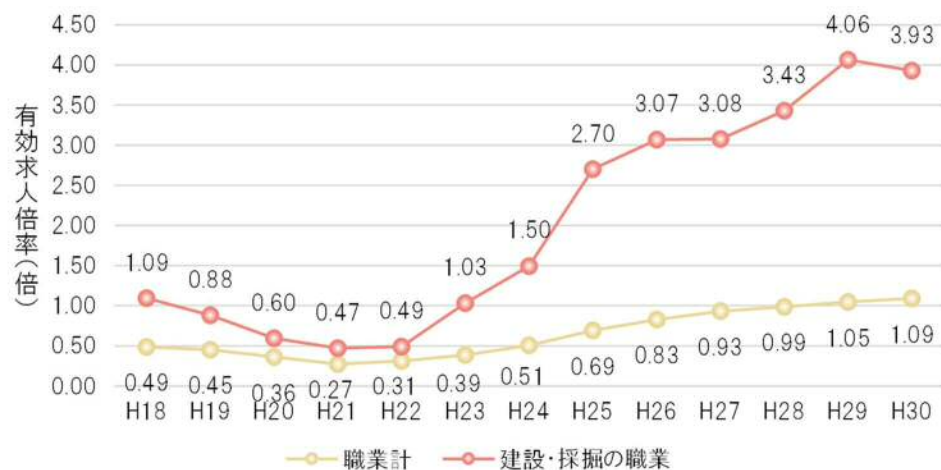
若年層に当たる15～29歳の世代は、10年間で5割減となり、若年層の入職者の減少を示している。（全体に占める割合は12.9%から8.3%に低下）



年齢構成別の札幌市内を就業地とする建設業就業者数（平成17,22,27年）（出典：国勢調査）

1-4 有効求人倍率の上昇（札幌圏）

札幌圏の建設・採掘の職業の有効求人倍率は、平成22年度以降上昇が続き、近年は約4倍で推移している。建設業では企業の求人に対して就業希望者が不足する状況が慢性化し、雇用に結びつかない人手不足の状況が拡大している。

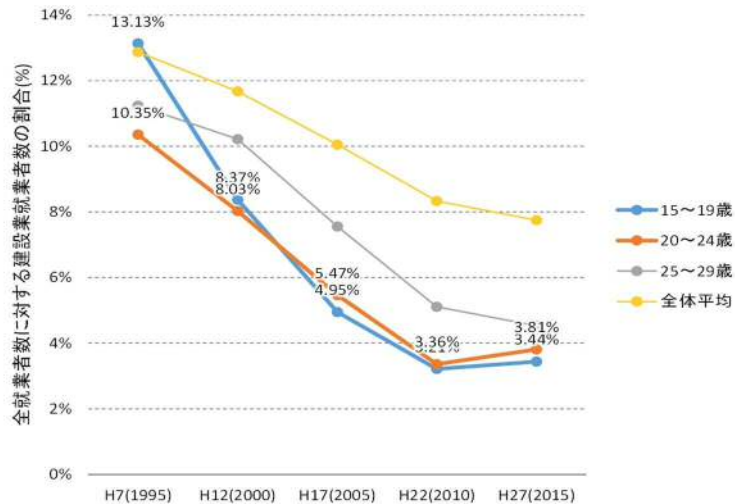


札幌圏の年度別有効求人倍率

（出典：北海道「札幌圏の建設・採掘の職業の有効求人倍率」を基に算出）

1-5 若年層の建設業就業割合の低下（札幌市内）

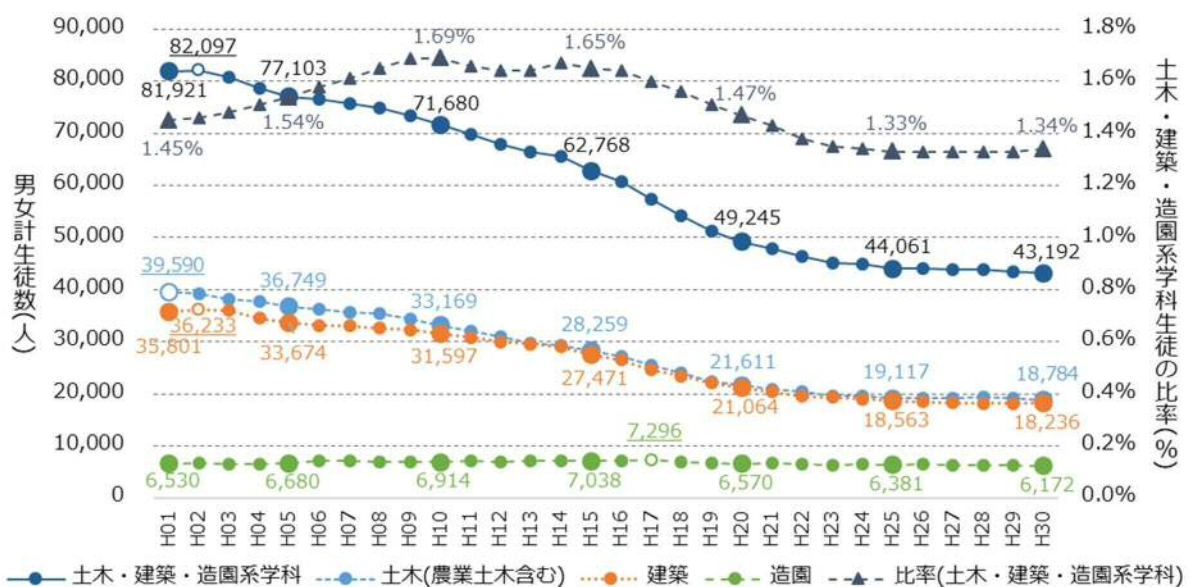
国勢調査の結果から15～19歳及び20～24歳の年齢階層別の就業者数に対する建設業就業者数の比率を求めると、平成7年と比較して大きく低下し、全体に対しても減少率が大きい。



年齢階層別の就業者数に対する建設業就業者数の比率の推移

1-6 高校に占める土木・建築・造園系学科の生徒数、割合（全国）

全国の全高校生に占める土木(農業土木含む)・建築・造園系学科の生徒数及び全生徒数に対する割合を求めると、平成元年以降減少傾向が続き、生徒数は平成元年と比べて47%減、割合はピーク時の平成9年と比べて21%減となっている。

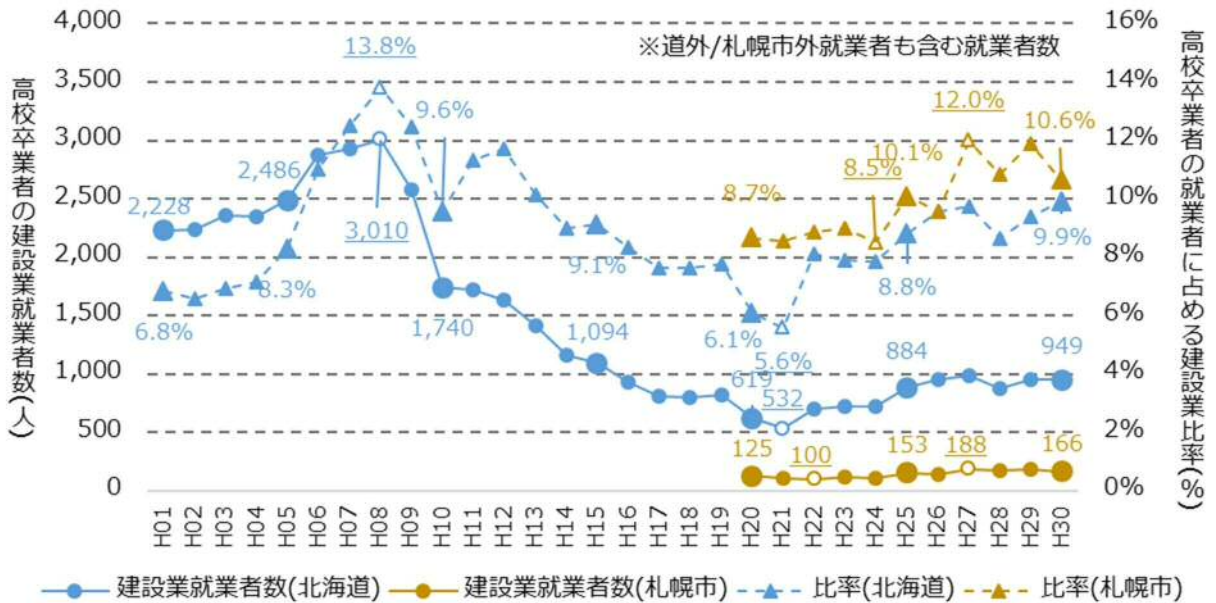


高校に占める建設系学科の生徒数及び割合の推移

1-7 高校卒業生に占める建設業就業者の数、割合（道内、札幌市内）

高校卒業生の就業者のうち建設業へ就職した生徒数と全卒業生数に対する割合を求めると、平成8～21年にかけて大きく減少したものの、近年は増加傾向にある。

※札幌市内は公表されている平成20年度以降のデータのみ



$$\text{高校卒業生の就業者に占める建設業比率} = \frac{\text{下記のうち建設業への就業者数}^{\ast}}{\text{高校卒業生に占める就業者数}^{\ast}}$$

高校卒業生の就業者うち建設業就業者数及び全卒業生に対する割合の推移

2 建設産業就業者の将来推計

2-1 札幌市の建設業就業者数の将来推計

札幌市の建設業就業者数の今後の推移について、過去の国勢調査の結果を用いて、コーホート法により 2040 年までの将来推計を実施した。

※当推計は、札幌市産業人材創出推進本部による推計値の引用であり、プラン策定までに見直す場合あり

(1) 推計方法

札幌市内を就業地とする建設業就業者の平成 17 年及び 27 年の国勢調査のデータと将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）を用いて、コーホート分析により将来推計を行った。

なお、24 歳以下の区分はコーホートを用いず、将来推計人口に一定の入職率を乗じて求めた。

(参考 1) コーホート法による人口推計

コーホートとは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。

例えば、ある年の 20～24 歳人口は 5 年後には 25～29 歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる 20～24 歳人口に当てはめて計算することで、5 年後の 25～29 歳人口が推計される。

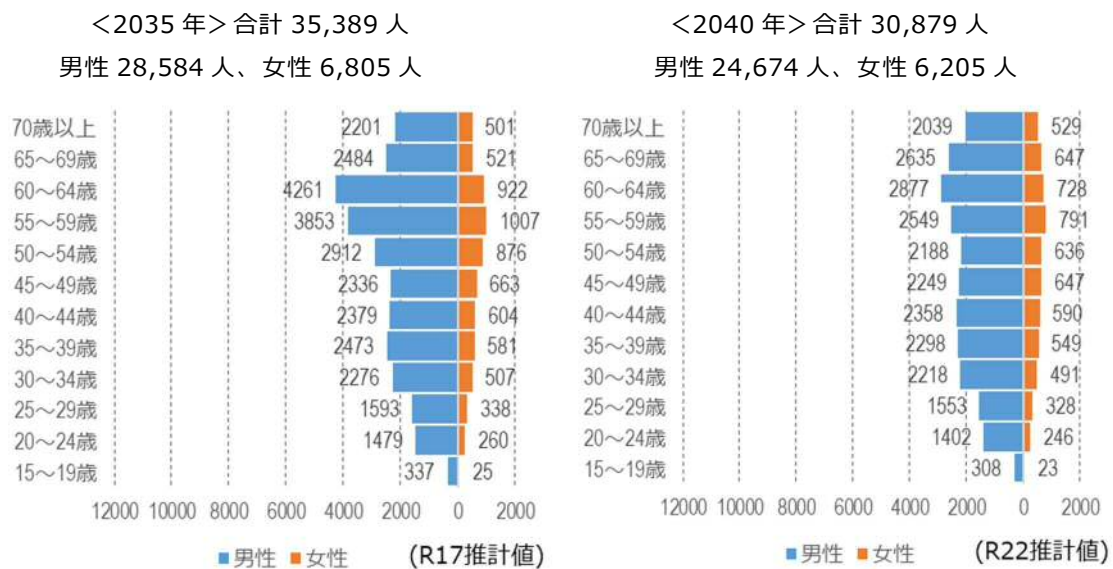
（出典：総務省「コーホート法による年齢階級別人口の推計」）

(2) 推計結果

建設業就業者数は、2015年のピークである60～65歳の区分を含む50歳以上の区分が推計年までに大量離職することにより大きく減少し、若年層においても人口減少が反映されているため、2040年には約30,879人（54%減）と大きく減少する結果となった。



札幌市の建設業就業者数の将来推計人口ピラミッド（2025年、2030年）



札幌市の建設業就業者数の将来推計人口ピラミッド（2035年、2040年）

2-2 除雪従事者数の将来推計（札幌市冬のみちづくりプラン 2018 掲載）

札幌市内の除雪従事者について将来推計を行った結果、2027年には除雪オペレーターが2割程度、2037年には4割程度減少と、除雪従事者を含む建設業従事者の減少が避けられない見通しとなっている。



札幌市の種類別除雪従事者の将来推計（出典：札幌市冬のみちづくりプラン 2018）

3 建設産業の担い手確保や働き方改革等に関する国等の政策

2014年に担い手3法と呼ばれる品確法、入契法、建設業法の改正が行われ、品確法の基本理念に「将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保」が追加された。また、国交省においては、担い手確保の取組、働き方改革、生産性向上、女性活躍などを推進する政策が展開されており、2017年には「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」において、発注者などを含む建設産業の目指す方向性や建設産業政策などが体系的にまとめられた。

また、その後も「建設業働き方改革加速化プログラム」、「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」などが策定され、2019年度に改正された新・担い手3法（品確法、入契法、建設業法）では、働き方改革、生産性向上のほか、災害時の緊急対応の充実強化や調査・設計の品質確保が追加されるなど、建設産業政策の取組が拡大・加速されている。

3-1 建設産業政策に関連する主な法改正

2014年及び2019年に担い手3法（品確法、入契法、建設業法）の一体改正が行われたほか、女性活躍推進法の制定、働き方改革関連法の成立、入管法改正に伴う新しい在留資格の創設など、建設産業の担い手確保及び働き方改革に関連する法の改正・制定が進められている。

（建設産業政策等に関連する主な法改正）

（1）担い手3法（品確法と建設業法・入契法）の一体改正（2014.6、2019.6）

＜2014年改正＞

- ・インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」及び密接に関連する「入契法」「建設業法」を一体改正。
- ・品確法の基本理念に「将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保」等を追加し、具体的措置を規定。入契法ではダンピング対策の強化、契約の適正な履行の確保等、建設業法では建設工事の担い手の育成・確保、適正な施工体制確保の徹底等を追加。

＜2019年改正＞

- ・地域の守り手としての建設業への期待や働き方改革促進、生産性向上な

どの課題に対応するため、品確法と建設業法・入契法の一体改正を実施。

- ・上記課題に対して、品確法には公共工事の発注者・受注者の基本的な責務と調査・設計の品質確保が追加され、建設業法及び入契法には建設工事や建設業の具体的ルールが追加された。

(2) 女性活躍推進法（2015.9 施行）

- ・男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則や女性活躍推進のための支援措置等について規定。

(3) 働き方改革関連法（2018.6 成立）

- ・働き方改革関連法は、労働基準法、雇用対策法ほか計8本の改正法で構成されており、改正労働基準法では時間外労働の罰則付き上限規制が導入された。建設業は2024年3月の適用まで5年間の猶予があり、建設関連業は2020年4月までに適用対象となる。

(4) 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針、分野別運用方針（2018.12 制定）〈入管法関連〉

- ・建設分野など人材確保が困難な状況にある産業上の分野において外国人を受け入れいくための新しい在留資格に関する制度として、入管法の改正及び在留資格に関する基本方針や分野別運用方針などの制度が制定された。

※分野別運用方針では、2023年の建設技能者の不足は全国で最大4万人と示されている。

3-2 国の建設産業政策

2018年の担い手3法の一体改正後に、国交省においては、担い手確保、働き方改革、生産性向上、女性活躍などの取組を推進する政策がとりまとめられている。主な建設産業政策を以下に示す。

(2017年度以降にとりまとめられた主な建設産業政策)

(1) 建設産業政策 2017+10 (2017.7 策定)

- ・建設産業が国民生活の安全・安心や経済成長に貢献していく役割を今後とも維持していくために、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」の再構築を中心とした建設産業政策として、業界内外の連携による働き方改革・生産性向上、多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供、地域力の強化の4分野に対して、方向性と政策をとりまとめた。

(2) 建設業働き方改革加速化プログラム (2018.3 策定)

- ・建設業における週休2日の確保をはじめとした働き方改革をさらに加速させるため、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の3つの分野における新たな施策をパッケージとしてとりまとめた。

(3) 今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ (2018.4 策定)

- ・昨今の公共事業を取り巻く課題を俯瞰し、生産性向上や働き方改革、品質管理システムの高度化等の実現を図るとともに、持続可能な建設生産・管理システムへの変革、「地域の守り手」としての建設業の育成等を図るため、今後の発注行政の方向をとりまとめた。

(4) 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン (2018.7 改訂)

- ・働き方改革関連法による改正労働基準法に基づき、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に、時間外労働の上限規制の適用に向けて取り組むべき事項として、適正な工期設定・施工時期の平準化、必要経費へのしわ寄せ防止の徹底、生産性向上、下請契約における取組等を、指針として策定した。

(5) ICTの全面的な活用(2016.2 協議会設立)

- ・ICT導入協議会を設置し、土工への「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある現場を目指す取組である i-Construction を進めている。技術基準類、実施方針、積算要領等を策定。

(6) 建設分野での女性活躍の推進(2019.12 新計画策定予定)

- ・建設業界での女性の更なる活躍を目指して、国交省では2014年に「もっと女性が活躍できる建設業へ向けた行動計画」を策定し、官民挙げた取組を進めてきた。
- ・建設業における女性活躍の取組を加速化する新計画を策定予定

3-3 他機関の取組状況

他機関においては、最近 10 年間では 14 の道県において建設産業対象の計画が策定されている。政令市では計画の策定はないが、働き方改革の促進や担い手確保の支援策などに取り組んでいる自治体は多い。道内では、北海道開発局及び北海道庁が以下の方針及びプランを策定し、体系的に取組を進めている。

(北海道開発局及び北海道庁策定の方針・プラン)

(1) 令和元年度北海道開発局建設業等の働き方改革実施方針 (2019.5 改定)

- ・国交省の策定する「建設業働き方改革加速化プログラム」を踏まえて、工事・業務の円滑な執行、品質確保、働き方改革の実現を図るための取組を実施方針として毎年策定している。

(2) 北海道建設産業支援プラン 2018 (2018.3 改定)

- ・建設産業の持続的発展に向けて、経営力の強化や担い手の確保・育成、地域の安全・安心の確保、建設産業の環境整備などの支援施策を総合的にとりまとめた。

4 建設産業の担い手確保等に向けた札幌市のこれまでの取組

4-1 建設業人材確保・育成支援事業（2015年度～）

（主な取組）

- ・助成事業：インターンシップの受入、女性への入職を促すための現場環境の改善に対する助成など、企業の働き方改革や採用に対する支援を実施
- ・PR事業：小学生の親子や女子学生を対象とした施設見学ツアー、土木系の高校・大学を対象とした現場見学会等を実施、建設産業ふれあい展の開催（道庁と共催）

（課題など）

- ・助成事業は、利用者からの高い評価や採用に繋がった実績が得られたため、より多くの企業への浸透を図ることが課題
- ・PR事業は、ツアー参加者等から建設産業のイメージが変わった、働くイメージを持てたなどの声を多く得られているため、更なる取組の拡大が課題

4-2 工事等発注時の各種制度の活用

（主な取組）

- ・政策入札（雪）、総合評価落札方式、週休2日試行工事、余裕期間制度（フレックス方式）、ICT土工

（課題など）

- ・週休2日試行工事、余裕期間制度、ICT土工は、試行結果や受発注環境などを踏まえた拡大が課題
※特に市街地工事での適用が難しいICT施工の推進には、支援策などが必要

4-3 施工時期の平準化、適正な工期設定

（主な取組）

- ・ゼロ市債等を活用した早期発注による平準化、工期設定要領の策定など

（課題など）

- ・平準化については各局の状況に応じた対応の検討が必要

5 アンケート、ヒアリング等に見る札幌市建設産業の現状

担い手確保等の取組の現状と課題を把握するため、建設業界との意見交換会での聞き取り及びアンケート調査を実施した

(1) 実施したアンケート、ヒアリング等

①意見交換会（2018.11～2019.3）

- ・出席者：業界（建設企業6団体、建設関連企業3団体）、有識者、札幌市
- ※第2回は建設企業と建設関連企業に分けて開催

②アンケート調査（2018.11 土木・舗装・建設コンサル）

- ・対象企業：土木・舗装・除雪・建設関連企業の意見交換会の対象団体（8団体）の会員企業
（建設企業308社、建設関連企業100社）、回収率52%

③アンケート調査（2019.6 建築・設備・造園・建築設備設計等）

- ・対象企業：測量・造園・建築・設備・管・建築設備設計等の団体（13団体）の会員企業
（建設企業486社、建設関連企業162社）、回収率33%

(2) 主な意見・要望（参考資料にアンケートの結果概要等を掲載予定）

イメージアップ、PR	<p>【内容】土木の仕事の周知、災害復旧の役割など</p> <p>【PR方法】子供や女性（特に母親）を対象としたPRが大事、現場の女性の声を発信、大規模かつインパクトのあるPRの取組、中学・高校対象の見学会、SNSの波及効果の活用、費用対効果も考慮し様々な方法を検討</p> <p>【その他】発注者間でのPR事業の連携</p>
週休2日、働き方改革	<p>【必要性】若者の雇用に週休2日の導入が必要、仕事がない時期があり年間の休暇は確保されているため捉われる必要がない</p> <p>【課題】必要経費の確保、日給制労働者の賃金低下対策、適さない現場があることへの配慮、従来の変形労働時間の対応との折り合いが難しい、積雪寒冷地では施工時期の週休2日は難しい</p>
就業環境改善	<p>【要望】負担が大きいため様々な支援が必要、今働いている就業者への取組が必要、使い勝手の良い助成制度</p>
工事・業務の効率化	<p>【要望】発注の平準化（年度またぎも考慮）、時短には工事書類の削減が必要、適切な工期設定や就業環境改善の取組が必要</p> <p>【課題】手間が増える取組もあるため内容把握が必要</p>
ICT	<p>【課題】小規模な工事が多く活用が困難、歩掛・経費等が対応していない、技術者不足</p>
担い手確保	<p>【問題点】イメージが悪い、学生が減少、求人に集まらない、育成後に離職される</p> <p>【要望】求人活動に対する幅広い支援、使い勝手の良い助成制度</p>
女性活躍	<p>【要望】女性の採用や育成に苦勞している企業への支援、女性活躍に対するインセンティブ、女性が安心して働けることのPR</p> <p>【その他】女性が働きやすい職場になれば業界が変わるチャンス</p>
経営安定化	<p>【必要性】事業継続には経営安定化が必要</p> <p>【要望】中長期的な事業量の確保、適正な利潤の確保、最低制限価格の見直し、くじ引き入札が多い状況への対応（くじ引き容認もあり）</p>
入札契約制度	<p>【要望】地域貢献に取り組む企業への評価、中小企業も受注可能な制度、総合評価落札制度において受注できない企業への配慮</p>
下請契約の適正化	<p>【必要性】下請企業にも利潤がなければ雇用できない</p> <p>【要望】下請企業の視点が必要</p>
外国人労働者の対応	<p>【必要性】人材不足のため頼らざるを得ない状況となる</p> <p>【要望】企業にとって負担が大きく、受入や教育の支援が必要</p>
その他	<p>【要望】災害対応への配慮、品確法改正を踏まえた対応、学校教育など他分野との連携、関係業界との連携、数値目標の設定</p>

6 札幌市の建設産業の活性化に向けた課題の整理

- ・これまでに実施したアンケート、意見交換会、検討委員会及び検討部会において得られた意見を踏まえて、札幌市の建設産業の活性化に向けた取組を進めるにあたっての課題を、以下の4項目に分類し整理する。

6-1 担い手の確保・育成に関する課題

① 生産年齢人口が減少する状況での入職者の確保・育成

- ・建設産業においては他産業よりも高齢化の割合が高く、就業者の減少に歯止めがかからない状況にあるため、若年層を中心とした入職者の確保・育成は喫緊の課題
- ・厳しい経営環境の中では人材への投資は過小になりがちであり、個々の企業努力だけでは取組に限界があることから、行政による支援が必要となるなど、業界全体での取組が必要
- ・若年層や女性の建設産業への入職率が低いため、入職者を増やす取組が不可欠
- ・就業者の定着に向けて指導やサポート体制の充実が必要

② 時間外労働の上限規制による労働時間の縮減

- ・働き方改革関連法の成立により、企業は時間外労働の上限規制等の遵守のため労働時間縮減の取組が必要であり、発注者の協力が不可欠

③ 技術者・技能労働者の能力発揮につながる環境整備

- ・就業者の不足を補うため、技術者・技能労働者の能力を年間通じて最大限発揮できるような工事発注等の環境整備が必要

④ 建設産業に対するイメージの改善

- ・建設産業の労働環境等に対して一般市民からは負のイメージがある一方、就業体験や現場見学等で理解が深まるとイメージは改善されるため、建設産業の役割・魅力を的確に周知する取組が不可欠

6-2 地域の安全・安心の確保に関する課題

① 除排雪作業の担い手確保

- ・冬期の市民生活や経済活動を守るうえで、将来にわたる除排雪の体制維持が不可欠であり、除排雪等の作業の担い手である建設業従事者の担い手確保は喫緊の課題

② 災害対応体制の維持や発注者との協力関係の確保

- ・自然災害が発生した際の応急対応や復旧・復興は多くの建設企業や建設関連企業の献身的な協力により成し遂げられているものであるため、将来にわたる災害対応体制の維持や復旧対応の際の発注者との協力関係が不可欠

6-3 技術力の向上、作業効率化や経営基盤の強化に関する課題

① 技術力の維持・向上

- ・建設産業は今後とも低コストで良質なインフラ整備・維持を求められるため、技術力の維持・向上が不可欠

② i-Construction による現場生産性の向上や作業効率化

- ・i-Construction の推進などによる現場生産性の向上や作業の効率化の取組が、技術力向上、労働力不足への対応、労働時間縮減に不可欠

③ 経営基盤の強化

- ・建設産業の発展や担い手確保等の取組を各企業が進めるために、経営基盤の強化が必要
- ・**専門工事業者など下請企業に対する視点が不可欠**

6-4 持続可能な社会環境に関する課題

① 後継者問題などへの対応

- ・経営者の高齢化が進むなか、後継者問題を抱えている企業も多く、今後の動向・影響が懸念されるため、中長期的な視点での対策が必要

② 建設系の専門教育を受ける学生数の減少を踏まえた対応

- ・地元建設企業等への入職を目指す学生等が少ない理由の一つとして、建設系の専門教育を受けられる工業高校の生徒や工学系の大学生等の定員減少なども背景にあることを踏まえ、教育分野等とも連携して取り組むことが必要

③ 外国人労働者の受入拡大に向けた課題への対応

- ・外国人労働者の活用の必要性が増すなかで、外国人労働者の受入に関する斡旋、教育、安全管理等の対応が新たに課題となるため、安心して活用するための支援等について検討が必要

第4章 プランの 基本理念、基本方針 及び目標

この章では、本プランの基本理念、基本方針及び目標を示します。

1 基本理念

建設産業のインフラの整備・維持、災害対応及び除排雪の担い手としての役割は将来に渡って不変であり、これからも市民の安全・安心な生活の守り手として市民の期待に応えていくことが求められている。

多くの建設企業においては就業者の高齢化や担い手不足等の課題を抱えているところであるが、国を挙げて様々な政策が展開されている今、現状を打破する好機と捉えて、実効性のある取組を推進し、市民の信頼を得て、**魅力ある仕事として**他産業と同等以上に選ばれることにつなげていく必要がある。

そして、企業が担い手を確保し事業継続の基盤を作ることで、市民の安全・安心な生活の確保につながるため、市民と建設企業がWIN-WINの関係を築くことが可能となる。

今後、持続的に発展する産業にステップアップするために、こうした好循環から描かれる未来の姿に向かって取組を進めていくこととし、以下に基本理念を示す。

(基本理念)

市民の安全・安心な生活の守り手である建設産業は、将来に渡って市民生活になくてはならない産業であることから、今後は一層市民の信頼を得て、**魅力ある仕事として**他の産業と同等以上に選ばれ、持続的に発展する産業へのステップアップを目指す。

2 基本方針

札幌市の建設産業を取り巻く厳しい情勢において、建設産業の健全な体制確保の実現に向け、生産性の向上や働き方改革などの担い手確保等の取組は、一部の企業だけが実施するものではなく、全ての企業がプレーヤーとなることが大切である。

一方、個々の企業努力だけでは取組に限界があるため、企業の取組に対する支援や牽引役としての役割を札幌市が担うことで、建設業界と札幌市がお互いの役割を果たしつつ両輪となって取組を推進することが必要である。

その際には、建設現場を支える技術者と技能労働者のそれぞれの状況に応じた対応の必要性や、**建設現場で活躍する女性を増やす視点を踏まえ**、以下の基本方針とする。

(基本方針)

建設産業の健全な体制確保の実現に向け、生産性向上、働き方改革や**女性活躍等の取組**を建設業界と札幌市が両輪となって推進し、全ての企業がプレーヤーとなることで、建設産業の活性化を図り、技術者・技能労働者の担い手確保につなげていく。

3 基本目標

基本理念及び基本方針を方向性を踏まえ、第3章に示した4つの課題に対応する4つの基本目標を掲げ、取組に係る方向性を明確にする。

基本目標1：これからの建設産業を支える担い手の確保・育成と女性活躍の推進

(考え方)

- ・これからの建設産業を支える担い手の確保に向けて、市民の信頼を得て、**魅力ある仕事として**他の産業と同等以上に選ばれることが必要。
- ・技術者や技能労働者の担い手確保に向けて、入職者の確保・育成、離職防止や就業環境改善等の取組に資する施策を推進する。
- ・男女共同参画社会を目指す札幌市の方向性を踏まえ、女性が働きやすい環境を整備し、建設産業の女性活躍の推進を図る。

基本目標2：地域の安全・安心の確保

(考え方)

- ・建設産業は、災害時の応急復旧対応や除排雪作業、更には強靱化につながるインフラの整備・維持などの役割を担う地域の守り手である。
- ・将来にわたる地域の安全・安心の確保に向けて、地域を支える地元企業等の体制維持を目指す。

基本目標3：技術力の向上、作業効率化や経営基盤の強化

(考え方)

- ・技術力の向上や作業の効率化は、品質の確保とともに労働力不足への対応や労働時間縮減につながる取組として推進する。
- ・地元企業等の体制維持を目指すとともに、各企業が働き方改革や担い手確保、生産性の向上などの取組を推進する前提として、企業の経営基盤の強化が必要。
- ・企業の経営基盤の強化については、特に専門工事業者などの下請企業への配慮が不可欠。

基本目標4：様々な主体の連携強化による一体的かつ持続的な取組の実施

(考え方)

- ・後継者問題、専門教育を受ける学生数の減少、外国人労働者の受入など、建設産業を取り巻く環境が大きく変化する中、新たな課題に対応するため中長期的な視点や他機関等との連携強化が不可欠。

4 取組目標

4つの基本目標を踏まえ、建設業界または札幌市が取り組む内容を8つの項目に類型化し、取組目標として設定する。また、各取組目標は、様々な効果につながるものであることから、複数にまたがる基本目標との関係も含めて以下に示す。

取組目標	対応する基本目標
取組目標1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組	基本目標1, 2
取組目標2：建設産業の働き方改革の推進	基本目標1, 2
取組目標3：担い手確保に向けた取組の推進	基本目標1, 2
取組目標4：人材確保、品質確保や地域貢献に取り組む企業の支援	基本目標2, 3
取組目標5：企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保	基本目標1, 2, 3
取組目標6：生産性向上につながる i-Construction の推進	基本目標2, 3
取組目標7：建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施	基本目標1, 4
取組目標8：将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討	基本目標4

取組目標1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組

(考え方)

- ・建設産業が市民の信頼を得て、就職先として選ばれるためには、魅力向上が不可欠であり、産業の役割や魅力などを市民に正しく理解してもらうための効果的なPRに取り組む。
- ・産業としての魅力向上や3K職場のイメージ払拭を図るために、働き方改革への取組や女性活躍を通じた魅力発信を強化する。

取組目標 2 : 建設産業の働き方改革の推進

(考え方)

- ・ 担い手確保に向けて新卒者などの採用を目指すうえでは、企業は労働時間の縮減や週休2日の導入など働き方改革への取組を推進する。
- ・ 発注者は、適正な工期の確保や施工時期の平準化など各企業の働き方改革を促進するため環境整備を図る。

取組目標 3 : 担い手確保に向けた取組の推進

(考え方)

- ・ 各企業が担い手確保に向けた取組を積極的に実施するとともに、企業の負担を軽減する各種支援を行い、担い手確保を推進する。
- ・ 女性が働きやすい就業環境の優良事例の情報発信を行うなど、建設産業の女性活躍を推進する。

取組目標 4 : 人材確保、品質確保や地域貢献に取り組む企業の支援

(考え方)

- ・ 人材確保、品質確保や地域貢献などに積極的に取り組む企業を、入札契約制度や表彰制度の活用等により支援し、建設産業の活性化を推進する。

取組目標 5 : 企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

(考え方)

- ・ 企業の経営基盤の強化、人材確保や資機材の更新が図られるためには、適正な利潤の確保が必要。そのため、適正な予定価格の設定、中長期的な事業量の確保、受注機会の確保、下請企業に対する適正代金の支払いや技能労働者の処遇改善などの取組を推進する。

取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進

(考え方)

- ・ 建設産業の働き方改革の推進や労働力不足対策として、生産性の向上は不可欠であり、建設現場における生産性向上や魅力ある建設現場を目指す i-Construction を推進する。

取組目標7：建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施

(考え方)

- ・プランの取組を推進するにあたって、関連する業界への対応、庁内の各産業に共通の取組や既存計画、更に北海道内で推進されている各種取組等との連携を図り、効率的かつ効果的な取組を推進する。

取組目標8：将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

(考え方)

- ・外国人労働者への対応や産業構造の変化など、今後の大きな局面の変化や国の動向などを踏まえ、将来に向けた広い観点での中長期的な課題について検討する。

第 5 章 施策及び具体的取組

この章では、取組目標 1~8 の各施策で
取り組んでいく具体的な取組内容を示します。

■ 取組目標 1 : 建設産業の魅力向上や市民理解への取組

施策 1-1 : 建設産業の PR 事業の推進【業界団体、企業、市】

施策 1-2 : 女性活躍を通じた魅力発信の強化【業界団体、企業、市】

■ 取組目標 2 : 建設産業の働き方改革の推進

施策 2-1 : 工事発注における週休 2 日の取組の推進【企業、市】

施策 2-2 : 適正な工期及び業務履行期間の設定【市】

施策 2-3 : 施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】

施策 2-4 : 受注者の作業効率化の推進【市】

施策 2-5 : 労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】

■ 取組目標 3 : 担い手確保に向けた取組の推進

施策 3-1 : 担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】

施策 3-2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の検討【市】

施策 3-3 : 建設産業での女性活躍を推進する施策の検討【市】

施策 3-4 : 技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】

施策 3-5 : 企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】

施策 3-6 : 各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】

■ 取組目標 4 : 人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援

施策 4-1 : 企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】

施策 4-2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】

■ 取組目標 5 : 企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

施策 5-1 : 適正な予定価格の設定【市】

施策 5-2 : 中長期的な事業量の確保【市】

施策 5-3 : 地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】

施策 5-4 : 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】

施策 5-5 : 下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】

■ 取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進

施策 6-1 : ICT 活用工事の拡大【市】

施策 6-2 : i-Construction による事業の効率化【企業、市】

施策 6-3 : ICT 施工の導入促進策の検討【市】

■ 取組目標 7 : 建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施

施策 7-1 : 企業の事業承継などの取組への支援【市】

施策 7-2 : 関係業界との連携強化【企業、市】

施策 7-3 : 札幌市産業人材創出推進本部や既存計画等との連携【市】

施策 7-4 : 教育分野との連携【市】

施策 7-5 : 道内の建設産業関連の施策との連携強化【市】

■ 取組目標 8 : 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

施策 8-1 : 地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討【市】

施策 8-2 : 国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討【市】

施策 8-3 : 官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】

■ 取組目標 1：建設産業の魅力向上や市民理解への取組

施策 1-1：建設産業の PR 事業の推進【業界団体、企業、市】

建設現場の労働環境の改善に向け、これまで業界を挙げた取組により改善が図られてきているが、就職後の労働環境や人間関係等を不安視する若者や、子の就職先として反対する親は依然として多いなど世間一般にはネガティブなイメージを持たれている。その一因として、情報発信の不足も挙げられる。

建設産業の担い手確保のためには、建設産業の果たしている社会的役割、魅力や働き方改革の取組などについて正しく伝え、理解を醸成していくことが必要である。これまで業界団体・企業や札幌市を含む行政においても各種 PR の取組が展開されているが、今後も学生や世間一般に対して高い PR 効果を発揮できるように、**関係機関と連携を図りながら、各種 PR の取組を一層推進する。**

1-1-1 各種ツアー、施設見学、建設産業ふれあい展などの PR 事業の継続・拡大

(取組・方向性)

- ・札幌市の PR 事業は今後も継続を基本とし、高校生・大学生等を対象とする施設見学会等については、新規の対象となる学校がある場合は実現に向けて検討する。
- ・**関係機関と連携を図り**、既存の PR イベントの活用に向けた**調整**や新規イベントなどの効果的な実施に向けて検討を進める。新規イベントの検討については、これまでの要望・提案や他自治体の取組などを参考とする。
- ・PR の取組を拡大する際には、学生全般（小学生～大学生、女子学生）、保護者・学校教諭、既卒者など、対象を広く捉えるよう留意する。検討項目の例及び PR 内容の留意事項を以下に示す。

(参考 1) PR の取組拡大に向けた検討項目の例

- ・既存の PR イベントの継続・拡大（親子・女子対象の施設見学ツアー、学生向け現場見学会、建設産業ふれあい展、ワク！WORK！学校祭[※]など）
※ワク！WORK！学校祭：高校生（普通高校生を含む）を対象とする進学・就職の総合的な体験型展示イベント
- ・PR 用パンフレットの作成・頒布
- ・建設業界と札幌市が共催する新規 PR イベント

- ・小・中学生やその保護者に建設産業の大切さ等を知ってもらうための様々な機会の活用（地域での工事現場の見学会開催や雪体験授業との連携など）

（参考2）PRの内容に関する留意事項

- ・PRの内容については、次に示す項目などを対象に応じて構成し、効果的なものとなるよう留意する。
- ※建設の仕事の魅力、社会的必要性、建設企業に就職するまでのルート、労働環境に対する悪いイメージの払拭、安心できる地元の就職先、女性の視点、見学会や就業体験機会の提供など

1-1-2 建設産業の魅力を伝えるPRパンフレット等の制作及び活用

（取組・方向性）

- ・建設産業の魅力を的確に伝えるため、対象毎にPRパンフレットを制作し、様々なPRイベント等において活用する。
※PRパンフレットの対象例：①高校生、②小中学生、③女子学生
- ・PRパンフレット等は、データ化して札幌市や建設企業のホームページ等での活用も促す。
- ・PR動画の制作などについても検討する。

1-1-3 札幌市や建設業界のホームページの活用等による情報発信体制の充実

（取組・方向性）

- ・各企業や業界団体からの積極的な情報発信が各企業や建設産業に対する理解促進につながることから、企業や業界団体のホームページ・SNS等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指す。
- ・札幌市の情報発信について、市の取組を集約するほか、他機関の助成制度、国の取組や通知、企業の働き方改革の成功事例など、各企業が活用できる幅広い情報を掲載するとともに、各企業の情報発信を効果的にするため、関係団体とのリンクを貼るなどの見直しを図る。
- ・企業や業界団体のホームページ活用による情報発信を促進するため、ホームページ開設等に対する助成制度などの支援策を検討する。また、各企業のホームページ上に建設産業のPRパンフの掲載を促す。

施策 1-2 : 女性活躍を通じた魅力発信の強化【業界団体、企業、市】

建設現場で活躍する女性の姿は、男性職場の象徴であった建設産業のイメージを大きく変えるとともに、女性従事者が活躍できる環境を整備することは、全ての従事者が働きやすい環境を整備することとなり、更なる女性活躍への好循環にもつながることから、女性活躍を通じた魅力発信を強化する。

1-2-1 女性技術者等が参加するイベントの実施**(取組・方向性)**

- ・ 札幌市が開催する「土木施設めぐり女子ツアー」は、女性従事者や女子学生に交流の場を提供することにより、就職に対する不安の払拭や、社会人になった後の人脈形成に資するなど、女性従事者の入職促進や離職防止に一定の役割を果たすと考えられることから、こうした場での体験談や、参加した学生の声などを、PR に活用する。

1-2-2 女性の活動団体との連携強化**(取組・方向性)**

- ・ 建設どさん娘の会や設備女子会などの任意団体では、企業の枠を超えて女性の技術者等が集まり、交流・研修・PR 等に精力的に取り組むことで、建設分野における女性活躍に大きな役割を果たしていることから、札幌市の建設産業活性化においても、こうした団体との連携強化や、活動の継続・拡大に対する支援等が必要であり、取組を検討する。

■ 取組目標 2：建設産業の働き方改革の推進

施策 2-1：工事発注における週休 2 日の取組の推進【企業、市】

週休 2 日は、若年層の入職先として選ばれる産業を目指すうえで必要であるとともに、建設産業の働き方改革の実現に向けて中核となる取組であることから、受注者が建設現場の週休 2 日の取組を導入しやすいように、発注者は必要な環境整備を図るなど受注者の取組を促進する施策を講じる必要がある。

なお、札幌市の発注工事は、施設の運用や関連工事との調整など工事毎の現場条件を踏まえる必要があり、全ての工事において週休 2 日の導入が適している状況ではない。また、1 年単位の変形労働時間制の導入により効率の良い積雪前までの時期を有効活用するなど、各企業は工夫しながら改正労働基準法への適合を図っているように、多様な働き方が存在することに配慮する必要がある。

2-1-1 週休 2 日工事の実施拡大

（発注者の取組）

- ① 工事での週休 2 日実施を希望する企業が導入しやすい環境を整えるため、週休 2 日を前提とした工期を確保し、可能な限り週休 2 日工事（受注者希望型）を採用する。そのために、工期の制約を受けるような場合についても、事業計画の段階から予算を含めて週休 2 日を考慮したスケジュールを検討する。
- ② 週休 2 日工事達成時の工事成績加点等の取扱いについては、工事の性質上適用できない工事が不利とならないよう配慮する。
- ③ 週休 2 日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮する。
 - ・ 工事発注の際には、工期設定要領に基づき適正な工期を確保する。【施策 2-2-1】
 - ・ 労働時間縮減に向けた書類簡素化や作業効率化等の取組を推進する。【施策 2-4-1～2】
 - ・ 工事の余裕期間制度（フレックス方式）の採用が可能な現場については極力採用する。【施策 2-3-3】

（受注者の取組）

- ① 働き方改革の実現のため、週休 2 日の導入等に積極的に取り組む。
- ② 週休 2 日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮する。
 - ・ 下請契約の締結等は、国の通知に基づき適正に実施する。【施策 5-4-1】

- ・下請企業においても、定額月給制の導入を考慮するなど、労働者の週休2日の希望に応えることのできる労働環境の確保を目指す。

2-1-2 週休2日の導入を考慮した補正率の見直し

(取組・方向性)

- ・週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正などについては、国や他自治体の動向を踏まえ、適切に対処する。
- ・国や道が補正率等の見直しを行う場合には、市としても速やかに追従できるよう対応を図る。

施策2-2：適正な工期及び業務履行期間の設定【市】

長時間労働の是正や週休2日の確保など建設産業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、発注者として週休2日の確保を前提とする適正な工期及び業務履行期間の設定に努める。

2-2-1 週休2日の確保を前提とした工期等の設定

(取組・方向性)

- ・事業計画の検討段階からスケジュールや予算を含めて週休2日を考慮する。
- ・工事発注の際には、工期設定要領に基づき適正な工期を確保する。
- ・設計業務においても標準的な履行期間を設定するため、国の「履行期間設定支援ツール」の導入状況などを踏まえつつ、適正な履行期間を確保する取組を検討する。

2-2-2 業務履行期間の変更等の柔軟な運用

(取組・方向性)

- ・災害発生時には、緊急の調査・設計業務や応急復旧工事などへの従事が、他の業務や工事より優先される必要がある。このように、履行条件に変更があった場合は、札幌市委託業務契約約款等の規定に基づき、業務履行期間の延長等に対して適切かつ柔軟な運用を図る。

施策2-3：施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】

限られた人材や資機材等で計画的・効率的に工事等を執行するため、施工時期及び業務履行期限の平準化の取組を推進するとともに、工事の余裕期間制度（フレックス方式）の活用が可能なものについては積極的に活用を図る。

2-3-1 債務負担行為の活用等による工事の早期発注の継続・拡大

（取組・方向性）

- ・工事の平準化や適期施工の取組として、これまでも各工事発注部局の発注条件において可能と判断される場合は、債務負担行為の活用等により早期発注に取り組んでいるところであり、今後においても、発注件数のバランスに留意しながら、引き続き債務負担行為等の活用を図ることで平準化を推進する。

2-3-2 業務履行期限の平準化の推進

（取組・方向性）

- ・業務履行期限が年度末に集中するのを防ぐため、早期発注する業務を増加し平準化を進める。
- ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、品確法）の改正で、繰越明許費や債務負担行為の活用が明文化されたことを受けて、設計業務等の早期発注に向けた活用についても検討する。

（参考）品確法の改正について

- ・R1.6の品確法の改正において、第7条「発注者等の責務」に次の内容が規定された。
 - ①公共工事等（調査及び設計を含む）の実施時期の平準化を図るため、「繰越明許費又は債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定」「中長期的な公共工事等の発注見通しの作成等」を行うこと
 - ②公共工事等の従事者の労働時間等が適正に確保されるよう、適正な工期を設定すること

2-3-3 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の活用

（取組・方向性）

- ・工事の余裕期間制度（フレックス方式）の適用可能な工事については、円滑な工事体制の整備や働き方改革の推進につながるなど、受注者にとってのメリットが考えられることから、対象工事の件数拡大を目指す。
- ・導入時は試行により課題の把握に努める。

（参考）工事の余裕期間制度（フレックス方式）について

- ・受注者の円滑な工事体制の整備を図ることを目的とし、全体工期内で受注者が決定する工事の始期と終期で契約締結を行う制度。受注者にとって、技術者の最適な配置、資機材の有効活用を図ることで、人材不足の補充、働き方改革の実現、残業時間の縮減などの効果に結びつくことが期待される。
- ・庁舎営繕工事やプラント工事など、施設の運用に関わる場合や工期に制約のある工事については適用不可である。また、冬期施工による品質低下が生じないような運用が必要である。

施策 2-4 : 受注者の作業効率化の推進【市】

建設業や建設関連業では人材不足が進むなか、改正労働基準法への適合と働き方改革の取組が求められる状況となっている。また、令和元年度に改正された品確法においては、公共工事に関する測量、調査及び設計が法の対象に追加されたことにより、業務成果の品質向上が求められることとなった。このような受注者の取組の必要性を踏まえ、発注者は受注者の作業効率化に資する取組を推進する。

2-4-1 工事に係る事務の効率化

(取組・方向性)

(1) 工事書類及び検査の簡素化

- ・工事書類の簡素化について、北海道建設部での工事書類の標準化・簡素化の取組を踏まえて同様の取組を進めるなどにより、受注者の工事事務の軽減を図る。
- ・中間検査については、負担増につながっている可能性も考慮し、簡素化を検討する。

(2) 電子納品の推進

- ・電子納品については、工事事務の効率化のほか、品質向上、情報の長期保存、コスト縮減等に効果があることから、国の基準に準拠した電子納品を推進する。
- ・データの保管管理が将来必要となる場合も想定されるため、受入体制について検討を進める。
※（用語説明）設計金額が2千万円以上の国庫補助事業は対象であり、今後の浸透を考慮
- ・電子納品の作業負担も考慮し、受注者が実施を希望する場合に対応を行う。

(3) ASPの導入推進

- ・ASP（情報共有化システム）の活用により工事事務の効率化を図るため、受注者に対して導入を推進する。但し、システムの利用は受注者側の負担になる場合もあるため、受注者が希望する場合において対応を行う。
※（用語説明）ASP：受発注者間でシステム上での情報を交換・共有する情報共有化システム

2-4-2 業務等の効率化に資する取組

(取組・方向性)

- ・設計等の業務の発注者は、受注者の時間外や休日の作業・打合せを前提とした指示を行わないこと（ウィークリースタンス）や、受注者からの質問に対して速やかに返答すること（ワンデーレスポンス）など、受注者の環境改善につながる対応について徹底を図る。
- ・このほかに、条件明示の徹底、業務スケジュールの適切な管理などの効率化に資する取組についても考慮し、受注者の意向を踏まえながら効果的に取り入れることを検討する。
※着手時の打合せ等において、業務履行に活用する項目について確認を行うこととする
- ・工事においても、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスおよび条件明示の徹底等については業務と同様の取り扱いとするほか、その他の効率化に資する取組についても受注者が希望するものについては、着手時の打合せ等において活用する項目を確認し、取組の推進に努めることとする。

＜表 業務等の効率化に資する取組項目＞

取組項目	取組の内容
①ウィークリースタンス	打ち合わせ時間や資料作成に関する依頼時間・期限日等に配慮する
②ワンデーレスポンス	受注者からの質問・協議に対して発注者からの回答（指示）を速やかに行う（原則1日以内、困難な場合は受発注者協議の上、回答期限を設けるなど）
③条件明示の徹底	業務等の発注時において必要な諸条件等の明示を確実にを行い、受発注者間で情報共有する
④業務確認会議	設計方針や設計条件等の確認を、受発注者が一堂に会し実施する
⑤合同現地踏査	受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点等の情報共有を図る
⑥業務スケジュールの適切な管理	業務の進捗状況、懸案事項等について受発注者が共有し、業務を円滑に実施する（業務スケジュール管理表の活用など）
⑦照査の確実な実施	照査に必要な期間を確保する等の環境整備を行う

施策2-5：労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】

建設産業の時間外労働の上限規制、適正な休暇の取得に向けて、企業においても労働時間縮減に向けた取組を推進する。

2-5-1 各企業での週休2日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進

(取組・方向性)

- ・ 工事や業務の受注者においても、工事や業務の規模、難易度や地域の実情、不稼働日等を踏まえた適正な工程を確保するとともに、下請業者も含めて工程管理の徹底を図る。
- ・ 完全週休2日の確保が可能な現場では、土日閉所の促進を図ることとするが、土日閉所が困難な場合でも、週休2日の確保を目指す。
- ・ 現場条件やその他の理由により週休2日の確保が難しい場合も含めて、現場で働く全ての人が年間トータルでの適正な休暇を取得できるよう努めるものとする。
- ・ 他官庁との統一土曜閉所等の取組などの機会がある場合には、作業員の意識改革等の面での効果が期待されることから、積極的に取り組むこととする。

■ 取組目標 3：担い手確保に向けた取組の推進

施策 3-1：担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】

人材不足を課題に抱える各企業では、人材確保・育成や働き方改革などの取組を進めていかなければならない状況であるが、各企業の取組は建設産業全体の担い手確保においても不可欠であるため、各種支援策などを活用しながら積極的に取組を進めていくことが必要である。

3-1-1 就業環境の整備や改善の推進

（取組・方向性）

- ・各企業の働き方改革の取組は、各企業が就職先として選ばれ、従事者の定着にもつながる効果があることから、人材確保・育成に向けた取組として就業環境の整備や改善の推進を図ることとする。

【各企業が人材確保・育成に向けて取り組む就業環境の整備に関する項目の例】

休日の確保、時間外労働の縮減、給与水準の引き上げによる処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの取組、女性が働きやすい職場環境の整備、福利厚生充実、研修制度の充実、建設キャリアアップシステムの導入など

3-1-2 学生等の入職促進等に向けたインターンシップ等の取組の推進

（取組・方向性）

- ・学生等の入職促進及び離職防止効果があるとされるインターンシップの実施や、入職希望者に対する見学受入などの取組を推進する。
- ・インターンシップについては、札幌市の助成制度の活用を図るほか、個々の企業での実施が難しい場合については、札幌市や札幌商工会議所が主催するインターンシップ事業や、さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会の職場体験実習等の各種事業の活用についても考慮する。

3-1-3 社員 10 人未満の企業における入職促進等に向けた取組の推進

（取組・方向性）

- ・就業規則の作成・届出義務のない社員 10 人未満の企業においても、就業

規則の作成に努める。

【就業規則についての補足】

- ・就業規則は社員 10 人以上の場合に作成・届出義務有り（労働基準法第 89 条）
- ・10 人未満の企業でも採用時に就業規則に書かれた労働条件を明示することで、入職促進・離職防止の効果が期待される。

3-1-4 企業 PR や求人等の各種情報発信の推進

（取組・方向性）

- ・各企業や業界団体からの積極的な情報発信が各企業や建設産業に対する理解促進につながることから、企業や業界団体のホームページや SNS 等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指す。【施策 1-1-3】

施策 3-2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の拡充【市】

札幌市では、平成 27 年度に建設業人材確保・育成支援事業を立ち上げて、女性の就業環境向上やインターンシップに取組む企業等に対する助成事業を一部で実施してきたが、建設産業の担い手確保や生産性向上に向けた取組を更に推進するため、既存助成制度の見直しや新規助成制度を検討し、企業の取組を支援する。

3-2-1 既存の助成制度の見直し（建設業人材確保・育成支援事業）

（取組・方向性）

(1) 助成対象の要件緩和、対象工事等の発注部局の制限緩和の取組

- ・対象局の拡大：各局発注工事の就業環境改善のみを推進する取組ではないため、対象となる局を拡大し、全庁的な取組として制度を活用する。
- ・インターンシップ助成対象の緩和：現行の 3 日間実施に対して企業の負担が少ない 2 日間に要件緩和を行い、企業の取組の促進効果を狙う。

(2) 免許取得に対する助成制度の対象拡大の検討

- ・建設機械運転免許取得助成対象の拡大：除雪オペレーターの担い手確保を目的とした制度であるのに対し、建設企業の若年就業者の確保の促進を図るため、他の免許（大型免許、中型免許等）への拡大を検討する。

※2t貨物トラック等は、H29.3までの普通免許で運転可能であったのが、それ以降は新普通免許では運転できず、準中型免許が必要

(3) 女性従事者の労働環境整備に対する助成制度の見直し検討

- ・女性従事者の労働環境の向上を図るため、女性用トイレ又は更衣室の設置に対する助成を実施している。これに対し、札幌市でも国の実施する「快適トイレ設置」の適用も含めた取扱いを検討し、男性従事者も含めた建設現場での環境整備の取組拡大を図る。

※（用語説明）国の実施する「快適トイレ設置」：国の設定する装備の基準を備えた「快適トイレ」の設置費用を工事費に計上する制度

(4) 手続きの簡素化の検討

- ・助成制度の利用拡大に向けて、使い易い制度と事務処理の効率化を目指して、申請手続きの簡素化を検討する。

3-2-2 建設産業の担い手確保等の取組に対する支援策の検討

（取組・方向性）

(1) 建設産業の担い手確保等に向けた企業の取組に対する助成制度の検討

- ・建設産業の担い手確保等に向けた企業の取組を広く支援するため、建設業担い手対策支援事業補助金（道）（構成員が一市町村に限定されない団体）や、道内建設業担い手確保助成事業（北海道建設業信用保証：地方建協を通じて申請）の助成を受けられない団体においても、**担い手確保の様々な取組に活用できる助成制度を検討する。**

※新規採用職員等を対象とした研修開催や建設業のPRの取組費用等の補助を想定

※**国家資格取得等に対する支援について、既存の支援制度を踏まえ、効果的な制度を検討**

(2) 企業の情報発信体制等の取組に対する支援策等の検討

- ・企業のホームページ整備【施策 1-1-3、3-1-4】や就業規則作成【施策 3-1-3】等に要する費用負担に対する助成や、専門家の派遣などの支援策を検討する。

3-2-3 建設現場での生産性向上等の取組に対する支援策の検討

(取組・方向性)

- ・市街地工事での ICT 施工を促進するため、小規模土工に係る基準改定等の動向を踏まえつつ、ICT 建機のリース料に係る持ち出し費用に対する助成など、支援策を検討する。【施策 6-3-1】

3-2-4 他機関の人材確保・育成に資する取組への支援等

(取組・方向性)

- ・小中学生が建築関連の専門工事業の技能を体験できる「技能フェスティバル」（札幌地方職業能力開発協会が開催）の開催を支援する。
- ・職業能力開発促進法に基づき認定を受けた団体・法人等（建築、鉄筋、左官、塗装関係など）が実施する職業訓練の経費に対する補助を行う。
- ・建設産業の活性化につながる取組としても周知を図る。

施策 3-3 : 建設産業での女性活躍を推進する施策の検討【市】

建設産業での女性活躍を推進するため、女性にとって良好な就業環境や各企業における女性活躍の優良事例等について、入職志望者や受入企業へ情報発信を行うなど建設産業での女性活躍を推進する施策を検討する。

3-3-1 札幌市の女性活躍に関する取組・施策との連携強化

(取組・方向性)

- ・建設産業での女性活躍の推進に向けて効果的な取組を目指し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画を包含するものとして策定された「第4次男女共同参画さっぽろプラン（計画期間 2018～2022 年度）」との整合性を図りながら、既存の取組との連携を図る。

3-3-2 女性の活躍に必要となる就業環境の改善の取組

(取組・方向性)

(1) 女性活躍に取り組む企業に関する情報発信の検討

- ・女性活躍に関する先進的な取組を行う企業に関する情報については、建設産業への入職を志す女性にとって重要な情報であることを踏まえ、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度や「えるぼし」認定制度の認証等を取得した企業について、建設産業における優良事例の情報発信を検討する。

(2) 女性が働きやすい職場環境づくりの取組に関する情報発信の検討

- ・新規で女性採用を検討する企業においては、女性を雇用するうえでの環境整備や育成方法その他についての成功モデルやノウハウに関する情報が必要であることを踏まえ、札幌市が札幌商工会議所と連携して実施する「札幌市女性活躍推進に向けた働き方改革ロールモデルづくり」事業のモデル企業の取組に関する情報発信を行い、女性が働きやすい職場環境づくりを目指す企業に対する先進事例を提供する。
- ・市が専門家を招聘してセミナーを開催する等の支援策についても検討を進める。

(3) 札幌市の建設産業での女性活躍推進に関する具体的な取組の検討

- ・上記の女性活躍推進に関する各種事業との連携や、国交省が策定する新たな計画を踏まえ、札幌市の女性活躍推進に関する具体的な取組を検討する。
※国交省が令和元年7月に「建設業における女性活躍推進に関する新計画策定委員会」を立ち上げ、検討を進めている。(新計画策定は令和元年12月頃の予定)

<表 女性活躍に取り組む企業等の認証・認定制度の例>

認証・認定制度	制度の内容
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度 (札幌市)	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業を認証する制度に女性活躍に関する要素を追加した制度
「えるぼし」認定制度 (厚生労働省)	女性活躍推進法に基づく一定基準を見たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度

施策3-4：技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】

少子高齢化が進展する状況において、技術者や技能労働者の採用に課題を抱える企業は多く、各企業の人材不足の解消や地元建設産業の将来の担い手確保に向けて、企業の採用の取組等への支援が必要となっていることから、各企業の企業紹介や求人情報の情報発信、合同企業説明会等の効果的な支援策を検討する。

3-4-1 建設産業の合同企業説明会等に対する支援策の検討

(取組・方向性)

(1) 建設業界団体又は企業が開催する合同企業説明会等に対する助成制度適用の検討

- ・建設業界団体または企業が開催する合同企業説明会等の助成制度適用について検討する。(施策3-3-1の適用とするなど)

(2) 札幌市による建設産業の合同企業説明会の開催等の検討

- ・建設産業に特化した合同企業説明会を札幌市が開催するなどの支援策について検討を行う。

3-4-2 採用説明会等に活用できる建設産業PR資料の作成、収集

(取組・方向性)

- ・採用説明会等に活用できるPR用媒体(パンフレット等)を作成する。【施策1-1-2】
- ・他の団体や企業等が作成した既存のPR用媒体についても、共用が可能なものについては、様々なイベントや採用説明会等での活用を促進する。

3-4-3 企業情報の周知に関する支援策の検討

(取組・方向性)

- ・建設関連企業がホームページを通じて自社の紹介や求人情報等を発信する際に、求職者が市のホームページを通じて各企業の求人等の情報を得やすくなるような支援策を検討する。
- ※業界団体のホームページや求人情報サイト等とリンクを貼ることを想定し、各企業のホームページと直接リンクは想定していない

3-4-4 企業向けの勉強会やセミナーの開催

(取組・方向性)

- ・建設産業の各企業が入職者の確保や離職防止に向けた取組等について学ぶ機会を提供するため、札幌市主催による勉強会やセミナーを開催する。

施策3-5:企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】

若者や女性の活躍は建設産業の持続的体制確保に不可欠であるが、市内企業において若者や女性を数多く雇用する企業は少数であるため、同世代での情報交換等が可能となるよう、合同研修など企業の枠を超えた横のつながりを創出する機会の確保を支援する。

3-5-1 若者・女性の活動との連携や横のつながりを創出する機会確保等の支援

(取組・方向性)

- ・若者や女性の育成に向け、企業の枠を超えた横のつながりの機会を確保するため、若者・女性の活動等との連携推進を図るとともに、建設産業の市内企業に入職した若手従事者を対象とした合同職員研修の開催等の支援策を検討する。
- ・女性の活動団体との連携強化や支援の取組を検討する。【施策 1-2-2】

施策3-6:各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】

建設産業の活性化に資する支援制度等が各機関において数多く実施されているが、認知度が低く活用されていない制度もあるため、各種支援制度の情報を市のホームページに集約し、活用しやすい情報発信を行う。また、札幌市等の認証制度や認定制度の取得は、企業にとってPRにつながるものもあり、建設産業の企業も視野に入れている就業活動者にとっても有益であると考えられるため、併せて情報発信を行う。

3-6-1 各機関が実施する各種支援制度に関する情報の集約・発信

(取組・方向性)

- ・各機関が実施する各種支援制度等に関する情報を収集し、札幌市建設局ホームページ等と各機関の各種支援制度とのリンクを充実させるとともに、情報を集約しての情報提供方法を検討し、情報を必要とする人が活用しやすい情報発信を行う。

3-6-2 札幌市等の認証・認定制度に関する企業の取組情報の発信

(取組・方向性)

- ・札幌市等が推進する認証・認定制度等を取得する建設企業等の取組に関する情報を建設産業のホームページから情報発信をすることにより、情報の活用や取組の推進を図る。

<表 札幌市が推進する認証・認定制度の例>

制度	制度の内容
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業を認証する制度に女性活躍に関する要素を追加した制度 (H30.4 創設)
さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度	地域のまちづくりに関する企業の公益的な活動を推進する制度 (R1.7 創設)

■ 取組目標 4：人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援

施策 4-1：企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】

工事等の入札時に、価格に加え価格以外の技術力などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を充実するなどにより、技術力の向上、企業の人材確保や地域貢献などに積極的に取り組む企業を支援する。

4-1-1 多様な入札契約制度の活用等

（取組・方向性）

（1）入札契約制度の活用の方向性

- ・ 価格に加え、価格以外の技術力などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の充実などにより、技術力の向上や企業の人材確保の取組などに積極的に取り組む企業を支援する。なお、令和元年の品確法改正により対象となった調査・設計も含めて総合評価落札方式の活用を図る。
- ・ 除排雪や災害対応の体制維持を図るため、それらの取組実績やそれらを担う企業の育成や支援に資する制度を検討する。
- ・ 以上については、いずれも各発注部局の状況に応じた取組とする。

（2）新たな取組を考慮した発注方法の検討の方向性

- ・ 当プランに掲げる担い手確保や生産性の向上などの新たな取組を促進するため、国や他自治体を参考に、幅広く検討する。

＜表 当プランにおいて推進する取組とそれに対応する工事等の発注方法の例＞

推進する取組	取組に対応する発注方法について
①企業の人材確保・育成の取組の推進	総合評価落札方式（人材の育成や支援の取組を評価）
②企業の品質確保や技術力向上の取組の推進	総合評価落札方式（施工実績や技術力、品質確保の取組等を評価）、入札参加資格の設定（成績重視型、品質マネジメントシステム認証取得）
③除排雪や災害対応の体制維持	総合評価落札方式（地域貢献の取組を評価）、入札参加資格の設定（雪対策事業の実績）

施策4-2：建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】

各企業において実施されている建設産業の活性化に資する様々な取組を、表彰や認証制度の対象とすることを検討するとともに、またその取組を実施する企業について情報発信を行い、企業の更なる取組の促進や建設産業全体のPRにつなげる。

4-2-1 表彰や認証・認定制度の充実・活用等の検討

（取組・方向性）

（1）企業の取組促進に向けた表彰や認証・認定制度等の検討

- 建設産業の活性化に資する企業の様々な取組において、表彰や認証・認定制度の対象となっていないものについては、制度の創設を含めた企業の取組の促進策について検討を進める。

※建設産業のPRに積極的に取り組む企業や業界団体などを検討対象とすることを想定

（2）表彰や認証等の対象企業へのインセンティブの検討

- 表彰や認証等の対象となった各企業に対しては、その評価された内容や取組について市ホームページへの公表を行う。この公表が企業のPRの一つとして社会的な評価につながるほか、建設産業全体のPR効果としても期待される。
- 表彰や認証等を受けた企業に対して、今後の更なる取組を促進するため、総合評価落札方式の評価項目としての活用等を検討する。

<総合評価落札方式の評価項目となっている表彰・認証制度等の例>

総合評価落札方式の評価項目	表彰・認証制度等
札幌市工事・業務の表彰回数	工事・業務成績優秀業者表彰
札幌市雪対策事業等の従事実績	除雪表彰
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の取得状況（ワーク・ライフ・バランス、女性活躍）	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証
ISO9001 または サッポロ QMS の取得状況（工事等の品質管理体制）	ISO9001 認証（別機関）、サッポロ QMS 認証（別機関）

■ 取組目標 5：企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

施策 5-1：適正な予定価格の設定【市】

公共工事等の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場や現場の実態等を的確に反映した適正な予定価格の設定を行うとともに、工事等の落札率の推移を見極めつつ、国や他の地方自治体の動向や、公共工事等の従事者の賃金をはじめとする労働環境、事業者の経営環境の状況を踏まえた上で、最低制限価格の設定の見直しを図る。

5-1-1 現場と乖離のない歩掛・積算基準

（取組・方向性）

- ・企業の適正な利潤の確保を可能とするため、積算額と実勢価格に乖離がある場合については、これまでと同様、設計・積算の見直しを図るよう努めるなど、適正な予定価格の設定を図る。

5-1-2 適正な利潤の確保に向けた積算基準の設定

（取組・方向性）

- ・週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正などについては、国や他自治体の動向を踏まえ、適切に対処する。

施策 5-2：中長期的な事業量の確保【市】

地域の守り手となる建設産業の各企業が、健全で持続可能な経営に向けて、計画的に人材確保や資機材の更新を行うことができるように、行政として中長期的な事業量の見通しを示すとともに計画的な事業執行に努める。

5-2-1 アクションプランに掲げる事業の実施

（取組・方向性）

（1）アクションプラン 2019 等での建設事業費の取扱について

- ・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」（以下、「アクションプラン」とする。）（案）では、計画期間（2022年度まで）における歳入や経常的経費、計画対象となる政策的事業と財源を明示した「中期財政フレーム」を策定する。この中期財政フレームにおける建設事業費（一

般会計費ベース)は1,000億円を超える規模で推移している。また、計画期間内は、この財政フレームに基づき単年度の予算編成を行うことで、財政規律を堅持しつつ施策を重点化していくこととしている。(12月策定予定、10/28パブコメ開始)

- ・「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針」(以下、「インフラ基本方針」とする。)(案)においては、建設事業費の10年間の中期的目標の設定と、50年間の長期的試算結果を示す。(12月策定予定)

(2) アクションプラン 2019等の計画に掲げる事業の実施

- ・アクションプラン及びインフラ基本方針に示す計画値、中期的目標等については、各インフラ施設等の長寿命化や事業の平準化を図りつつ効率的な維持管理を実現するために算定した事業量を根拠としている。従って、中長期的な経費の見込みを踏まえてアクションプランに示された中期財政フレームを構成する各事業について、各施設の所管部局が確実に実施を図るものとする。

施策5-3：地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】

地域のインフラの整備・維持、災害時の緊急対応や除排雪など地域を支える建設産業の経営基盤を強化するため、受注機会の確保につながる取組を推進する。

5-3-1 地元企業への優先発注

(取組・方向性)

- ・地域の建設産業育成の観点から、技術的特性等に応じて、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、これまでどおり地元企業への優先発注を原則とすることで、地元企業の受注機会の確保に努める。

5-3-2 地域を支える企業の受注機会の確保

(取組・方向性)

- ・災害時の緊急対応や除排雪などの取組を踏まえ、地域を支える企業の受注機会の確保につながる多様な入札方法の活用等に努める。

施策5-4：下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】

改正品確法では、公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、適正な額の請負代金での下請け契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善に努めること等が受注者の責務として規定されている。

建設工事の受注者は、工事の適正な施工を確保するため、合理的かつ適正な元請・下請関係の確立に努めるとともに、建設産業における技能労働者の若年入職者の減少している一因は、給与水準の低さと社会保険に未加入の企業が多いことがあげられており、担い手確保のために技能労働者の処遇改善に努める必要がある。

5-4-1 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施

(取組・方向性)

(1) 下請契約の締結や下請代金支払の適正化の取組

- ・工事の受注者は、品確法や次に示す国交省の通知等に基づき、下請契約の締結および適切な代金の支払いなど元請負人と下請負人の間の取引の適正化等に努める。

(2) 技能労働者の処遇改善の取組

- ・工事の受注者は、品確法や次に示す国交省の通知等に基づき、技能労働者の適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図ることに努める。
- ・技能労働者の処遇改善とキャリアの見える化を推進するため、建設キャリアアップシステムを活用し、処遇改善や適正な労働時間の管理に努める。

【下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（平成 30 年 12 月 3 日国交省通知）】

- ・ 下請契約の適正化等に努めるうえでの留意事項として示された項目
- ※見積について、契約について、検査及び引渡しについて、下請代金支払いについて、技能労働者への適切な賃金の下請負人への配慮等について、施工管理の徹底について、社会保険加入の徹底について、技能労働者への適切な賃金の支払いについて、建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休 2 日の推進等について、ほか

【技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成 31 年 2 月 22 日国交省通知）】

- ・ 技能労働者の適切な賃金水準確保等に努めるうえでの留意事項として示された項目
- ※技能労働者への適切な水準の賃金の支払いについて、インフレスライド条項の適用等について、法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導について、若年入職者の積極的な確保について、ダンピング受注の取り止めについて、適切な工期設定に伴う必要経費の確保について、ほか

施策 5-5：下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】

適正な元請・下請関係の確立を促すため、入札参加企業に対する下請契約の適正化に関する啓発を行う。

5-5-1 下請契約等の適正化に関する啓発の強化

（取組・方向性）

- ・ 全ての入札参加者に対して、下請契約等の適正化に関する国の通知等を踏まえた啓発指導文書を送付する。
※これまでも全ての入札参加社に対する啓発指導文書を年 2 回送付している
- ・ 市が締結する全ての工事契約において、札幌市建設工事施工体系的成果指導要領の要約版である「工事施工にあたってのお願い」を配布するなど、下請契約に関する注意事項についての啓発を強化する。
- ・ 建設産業に対して下請契約等の適正化に関する啓発を強化するため、国の通知の周知徹底に向けた情報発信など、実効性を高めるための取組を検討する。

■ 取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進

施策 6-1 : ICT 活用工事の拡大【市】

建設産業の働き方改革の推進や労働力不足対策として生産性の向上が不可欠であり、市街地工事では ICT の適用可能な工事は少なく、プラント工事や営繕工事等では適用可能な技術が整備されていない状況であるが、ICT 活用工事の適用を推進する。

6-1-1 ICT 土工・舗装工やその他の工種への適用拡大の検討

(取組・方向性)

- ・ ICT 活用工事について、今後の適用工種の拡大などの国の動向を注視し、取組の可能性のあるものについて試行を進めていく。

施策 6-2 : i-Construction による事業の効率化【企業、市】

ICT 技術の全面的な活用、規格の標準化等を行い、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す i-Construction に取り組み、事業の効率化を図る。

6-2-1 除排雪作業の効率化・省力化に向けた ICT の活用

(取組・方向性)

- ・ 札幌市冬のみちづくりプラン 2018 に示した次の事例についての取組を進める。

【「札幌市冬のみちづくりプラン 2018」で示した ICT の取組事例】

- ・ ダンプトラックの運搬距離低減や台数縮減に向けた排雪の搬入先選定の自動化
- ・ GPS 端末の情報を基にした除雪機械の作業距離の最適化
- ・ 最適な除雪作業判断を支援する気象・道路・交通状況などのビッグデータを活用したシステムの検討
- ・ 除雪現場の省力化に関する様々な活動を検討する「i-Snow」への参画による先進技術の共有と活用

6-2-2 ICT 新技術の市街地工事や維持管理分野への活用の検討

(取組・方向性)

- ・ i-Construction による事業を拡大していくため、導入が難しいとされる市街地工事や維持管理分野への ICT 新技術の活用を、国の技術基準類の整備等の動向を踏まえて検討する。

6-2-3 コンクリートのプレキャスト化の活用の検討

(取組・方向性)

- ・ コンクリートの生産性向上を図る部材のプレキャスト化は、特に工期に制約が大きい場合に有効であることから、工事現場での導入拡大を検討する。

6-2-4 BIM/CIM 活用業務及び設計段階からの3次元設計図面の導入の検討

(取組・方向性)

- ・ BIM/CIM 活用業務の積極的な導入を図るとともに、3次元データの活用に向けた環境整備等の検討を進める。

施策6-3 : ICT 施工の導入促進策の検討【市】

札幌市では ICT に適した現場は少なく、また ICT 活用工事の実績のある市内企業も少ない状況であるが、今後 ICT 施工の拡大を目指すにあたり、ICT 活用工事の推進を図る方策等を検討する。

6-3-1 ICT 施工の導入促進策の検討

(取組・方向性)

- ・ 国の直轄工事や他自治体での運用を参考に、ICT 活用工事での実施率を上げる方策を検討する。
- ・ 市街地工事での ICT 施工を促進するため、小規模土工に係る基準改定等の動向を踏まえつつ、ICT 建機のリース料に係る持ち出し費用に対する助成など、支援策を検討する。【施策 3-2-3 再掲】

■ 取組目標 7：建設業の発展に向けた横断的な取組の実施

施策 7-1：企業の事業承継などの取組への支援【市】

業績や資金面に何ら課題を抱えていないにも関わらず、後継者不在のため中小企業が廃業に追い込まれるケースが増加しており、建設産業の体制確保への影響や地域経済の衰退にもつながる懸念があり、企業の事業承継などの支援策を検討し、雇用環境の確保を図る。

7-1-1 事業承継に関する市の取組との連携

（取組・方向性）

- ・ 建設分野において企業の後継者不在を原因とした廃業を防ぐ取組を進めるため、事業承継に関する市の取組との連携を図る。

7-1-2 事業承継や合併などにおいて体制維持を目指す企業への支援策の検討

（取組・方向性）

- ・ 入札参加者に対する合併支援策について周知を図る。
- ・ 建設分野の各企業が合併等による体制維持を目指す際の課題等を整理し、支援の在り方や方法等について検討する。

施策 7-2：関係業界との連携強化【企業、市】

建設産業以外の関係業界においても担い手不足が生じており、円滑に工事等を実施するため、関係業界との連携強化を図る。

7-2-1 建設業以外の下請業者や取引業者の確保に向けた連携強化

（取組・方向性）

- ・ 下請等の関係業界との連携強化を図り、要望事項などを考慮して施策を検討する。

【国交省通知による配慮事項】

- ・ H30.12 国交省通知「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」において、「資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送業者等」に対しても建設業の下請企業に準じた配慮を求めている。

施策 7-3 : 札幌市産業人材創出推進本部や既存計画等との連携【市】

札幌市の産業人材の創出に関する対策を全庁的に推進する札幌市産業人材創出推進本部など、関連する計画等との連携を図りながら進める。

7-3-1 札幌市産業人材創出推進本部の取組との連携

(取組・方向性)

(1) 産業人材の掘り起こしに関する取組

- ・ 札幌市産業人材創出推進本部に設置される「労働力不足業界支援分科会」において、各業界の実態把握や情報共有・連携強化を図っていくため、建設分野の実態把握等を進めるとともに、分科会で検討される産業人材の掘り起こしやマッチング等の取組について、建設分野の支援につなげていく。

(2) 外国人材の支援に関する取組

- ・ 札幌市産業人材創出推進本部に設置される「外国人材受入支援検討分科会」において、外国人材の受入を必要としている企業が円滑に受け入れることができるような支援の検討を進めるため、建設分野の外国人材の受入のニーズを把握しながら連携を図っていく。

7-3-2 市の既存計画との関連

(関連計画との連携について)

- ・ 当プランの取組にあたっては、以下に例示する関連計画との連携を図りながら進めていくものとする。

＜表 当プランに関連する計画の例＞

関連計画	関連事項など
第2期さっぽろ未来創生プラン（2019.12改定）	人口ビジョン編及び総合戦略編により構成され、重点プロジェクトに「さっぽろで働く」の支援、子育て環境の充実、まちの魅力アップを掲げて、オール札幌で取組を推進
第2次札幌市都市計画マスタープラン（2016.3改定）	札幌の都市計画に関する基本的な方針として、目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市の視点から整理したもので、個別事業においても指針として活用
札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針（2019.12策定）	インフラ施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針であり、施設総量や事業費等について10年後の中期的目標を設定するとともに、30年、50年の長期的試算により中長期的な事業費の見通しを示す
地域防災計画（随時改定）	第2章災害予防計画（公共施設の災害対策等）、第3章災害応急対応計画（災害時の応援協定締結等）など建設産業の役割と深い関連
札幌市強靱化計画（2019.12改定）	災害に強いまちづくりに向けて防災・減災及び復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に進めるための計画であり、施策プログラムにインフラ施設の防災対策や建設産業従事者の確保・育成などが位置付けられる
札幌市冬のみちづくりプラン2018（2018.12改定）	少子高齢化や人口減少社会を見据えた持続可能な冬の道路環境を実現するための雪対策の基本計画であり、雪対策の担い手である建設業は当プランの対象と重なるため、特に連携を要する
札幌市産業振興ビジョン（2016.3改定）	中小企業振興施策の総合的な計画であり、中小・小規模企業への経営基盤の強化や担い手確保・育成、女性が働きやすい職場環境の整備など様々な支援等を行うことにより産業振興を推進
第4次男女共同参画さっぽろプラン（2018.4改定）	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための環境整備や女性活躍に取り組む企業への支援などの男女の多様な働き方の推進などを目標に掲げる
新・さっぽろ子ども未来プラン（2015.3改定）	ワーク・ライフ・バランス推進事業などの働きながら子育てしやすい環境整備の支援等掲げる（※2020次期プラン策定予定）
札幌市教育振興基本計画（2019.2改定）	教育に関する施策を総合的・体系的に推進するための計画であり、地域の企業等と連携した職場見学や職業体験などを推進する「小・中学校における進路探究学習の充実」などが含まれる

第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画
(2019.6改定)

市民まちづくり活動を促進する取組を総合的・計画的に推進する計画であり、企業の社会貢献活動の促進なども含まれる

施策 7-4 : 教育分野との連携【市】

子どもが、災害時の対応や除排雪など身近な存在である建設産業の役割について理解を深める機会を拡大するために、学校教育等と効果的に連携する方策を検討する。

7-4-1 建設産業に対する子どもの理解の醸成

(取組・方向性)

- ・学校教育等の中で、様々な職業について学ぶ機会として職場体験などが取り入れられていることを踏まえ、建設現場の活用など今後の連携拡大に向けて検討する。
- ・子どもが社会資本の役割や除排雪などについて学ぶ際に、その作業の担い手であり、安全・安心な市民生活を支える建設産業の役割等についても併せて理解してもらうことができるよう、子どもや教育に関わる分野との連携を図る。

施策 7-5 : 他機関の建設産業関連施策との連携【市】

担い手確保に向けた様々な施策の推進にあたって、他機関で実施されている建設産業関連の施策との連携を図る。

7-5-1 他機関の建設産業関連施策との連携

(取組・方向性)

- ・各施策の推進にあたって、建設産業を取り巻く担い手不足の状況など多くの課題を共有する北海道開発局や北海道庁との連携を強化し、効果的な取組を目指す。
- ・支援制度の検討にあたって、厚生労働省や保証事業会社をはじめ他機関が行う各種支援事業を踏まえ、必要な調整を図りつつ、制度の利用者にとって使いやすい支援策を目指す。

■ 取組目標 8 : 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

施策 8-1 : 地元建設産業の持続的な体制の確保に向けた中長期的課題の検討【市】

外国人労働者への対応や産業構造の変化など、今後の大きな局面の変化や国の動向などを踏まえ、持続的な体制確保に向けた中長期的な課題について検討する。

施策 8-2 : 国の政策に関する業界の要望に対する札幌市としての協力検討【市】

建設産業の持続的な体制確保のため、業界の要望を国に対して働きかけるなどの協力を検討する。

施策 8-3 : 官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】

民間発注の工事等においても働き方改革が推進されるよう、官民の発注者が連携した取組を推進する。

第 6 章 プランの推進にあたって

この章では、取組目標 1~8 の各施策の
推進に関する事項を示します。

1 プランの推進にあたって

第5章の各施策を推進するにあたって、推進体制を確保するとともに、PDCA サイクルの考え方に基づき評価指標を持ちながら継続的な進行管理を行う。

1-1 プランの推進の考え方

- ・当プランには、関連業界との連携を必要とする施策を多く含めていること、庁内の関係部局が多いことなどから、施策の推進にあたって業界や庁内の関係部局との連携を図る必要がある。
- ・第5章の各施策について、PDCA サイクルの考え方に基づき継続的な進行管理を行うことで、担い手不足等の状況や建設産業を取り巻く情勢などを的確に捉え、効果的な取組の実施につなげる。

1-2 推進体制

1-2-1 庁内の推進体制

- ・庁内の推進体制として、以下の会議等により関係部局間での連携を図りつつ施策を推進する。

<表 庁内の推進体制>

会議等	対象とする主な検討事項
建設産業活性化プラン庁内連絡調整会議	プラン全体、支援策に関することなど
公共工事技術管理検討委員会	週休2日や書類簡素化など工事関連の取組など
産業人材創出推進本部会議	他分野（介護・保育等）との共通の取組、産業人材掘り起こし、外国人材の支援など

1-2-2 建設業界との推進体制

- ・プランに掲げた取組の実施状況の把握や、建設業界と市が一体的に実施する取組等について、建設業界と札幌市が両輪となって推進するため、次の体制を確保する。

(1) 建設業界との意見交換会の開催

※（仮称）札幌市建設産業活性化プラン検討部会と同様の体制を想定

(2) アンケート調査の実施

※アンケートの対象は(1)意見交換会の参加団体の構成企業を想定

1-2-3 その他

- ・道内の建設産業関連の施策との連携強化に向けて、北海道開発局や北海道庁との連携を図るほか、関係する国の機関や他の自治体の取組状況も踏まえ、施策を推進する。

1-3 プランの評価・見直し

- ・アクションプラン 2019（案）では、指標によりプラン全体の進行管理を行い、当初の想定どおり推移していない指標や、目標値を超えて更に伸ばしていくべき指標に関連する事業については、毎年度、事業内容の見直しを行い、単年度予算に反映させることで、着実な計画の推進を図ることとしている。
- ・当プランの第5章の各施策について、PDCA サイクルの考え方にに基づき継続的な進行管理を行うにあたって、以下に示す評価指標及び参考指標を踏まえることとする。

1-3-1 評価指標

- ・アクションプラン 2019（案）に掲載された「建設産業活性化推進事業」の指標「支援制度の年間利用件数」を評価指標とする。

指標	現状値	目標値
支援制度の年間利用件数	73 件 (2018 年)	200 件 (2022 年)

※当プランの最終年次である 2024 年度は、実績を踏まえて設定予定

1-3-2 参考指標

- ・建設産業を取り巻く情勢などを的確に把握し、施策の見直しにつなげていくため、毎年のデータが得られない項目であっても担い手不足の状況を把握できる項目や、アクションプラン 2019（案）に掲載される関連事業の指標（建設分野以外も含む）についても、参考指標として活用する。

(1) 国勢調査の調査項目（5 年毎）

- ・年代別の建設産業就業者数
- ・年代別の建設産業入職率

(2) アンケートの実施等により企業毎の状況を把握する項目

<ul style="list-style-type: none"> ・年代別の入職者・離職者数 ・インターンシップの実施に対する入職率
--

(3) アクションプラン 2019（案）の関連事業の指標（建設分野以外も含む）

	事業名	事業指標
1	企業による市民活動促進事業	企業によるまちづくり活動回数
2	創業促進支援事業	市の支援を受けて企業した人数
3	中小企業金融対策資金貸付事業	札幌みらい資金の年間新規融資額
4	中小企業経営支援事業	経営・創業についての年間相談件数
5	企業向け人材確保相談窓口設置事業	人材確保相談窓口から照会した企業に就職した人の数
6	中小企業融資促進事業	
7	ものづくり人材育成支援事業	若年層へ向けた啓発イベント等の参加人数
8	札幌 UI ターン就職支援事業	当該センター登録者の内定件数
9	移住による就業者・企業創出事業	当該制度を利用した移住世帯数
10	さっぽろインターンシップ促進事業	翌年度に卒業するインターンシップ参加者の道内就職率
11	奨学金返還支援事業	連携市町村内企業への年間就職者数
12	進路探究学習オリエンテーリング事業	年間参加生徒数
13	ワークトライアル事業	
14	ローカルマッチプロジェクト事業	
15	中小企業採用力等強化事業	
16	さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	さっぽろ女性応援 festa 関連イベント等の男性参加率
17	仕事と子育ての両立支援事業	助成金交付件数
18	就業サポートセンター等事業	就業サポートセンター及びあいワークを利用して就職した人数（累計）
19	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	就職を希望する登録者のうち、就職活動を始めた人の割合
20	女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	本事業参加企業のうち、女性活躍に向けた取組を始めた、充実させた企業の割合
21	女性向けキャリア支援事業	
22	男女が共に活躍できる職場づくり	

	応援事業	
23	入札・契約制度の改善	工事の競争入札に占める総合評価方式の割合

※空欄はアクションプラン 2019（案）の本文中に掲載のない項目

計画の名称について

(1)他自治体の計画名称

他自治体で最近 10 年間に策定された建設産業対象の計画を以下に示す。

⇒振興プラン 5 件、活性化プラン 3 件、ビジョン 4 件、支援プラン 1 件、その他 1 件

分類	自治体（策定年）	プラン名称
振興プラン	岩手県（2019）	いわて建設業振興中期プラン
	宮城県（2016）	新・みやぎ建設産業振興プラン
	秋田県（2013）	秋田県建設産業振興プラン
	福島県（2017）	ふくしま建設業振興プラン
	熊本県（2019）	第 3 次熊本県建設産業振興プラン
活性化プラン	新潟県（2016）	第三次・新潟県建設産業活性化プラン
	三重県（2017）	新三重県建設産業活性化プラン
	高知県（2015）	高知県建設業活性化プラン
ビジョン	石川県（2014）	いしかわの地域を支える建設産業ビジョン
	静岡県（2019）	静岡県建設産業ビジョン
	広島県（2016）	広島県建設産業ビジョン
	沖縄県（2018）	沖縄県建設産業ビジョン
支援プラン	北海道（2018）	北海道建設産業支援プラン
アクションプログラム	愛媛県（2018）	魅力あふれる建設産業づくりアクションプログラム

(2)活性化プランと他の名称との比較について

この取組は、建設業界と行政が両輪となって進めることと、具体的な施策を盛り込むことで実効性を確保し、その結果として建設産業で働く人が増え、建設産業が活性化されるとともに、地域の活力が生まれることを目指している。このことを踏まえ、4つの名称について次のように評価する。

名称	評価	理由
活性化プラン	◎	働く人、建設産業、地域が「活性化」されることを目指すうえで最も適した名称と考える。
振興プラン	○	産業活性化と産業振興、地域活性化と地域振興はいずれもほぼ同義で使用される。「札幌市産業振興ビジョン」と名称が重ならないよう配慮が必要。
支援プラン	△	建設業界と行政が両輪となり取組を進めることを基本方針に位置付けているのに対し、行政主体の取組のイメージを示す名称となる。
ビジョン	△	ビジョンは構想・展望を指し、設定期間は 10 年程度が多い。今回は具体的な施策も盛り込むため、プランの方が相応しいと考える。

⇒以上から、「活性化プラン」を選定する。

(3)札幌市のプランであることの表記について

- ・上記の他自治体事例のうち、4県で「県」を加えず、ひらがな表記のプラン名としている。
※いわて、みやぎ、ふくしま、いしかわ
- ・本市の各種計画のうち当プランに係るものの名称を以下に示す。

計画の名称	策定・改定時期
第2期さっぽろ未来創生プラン	2019.12
札幌市強靱化計画	2019.12
札幌市冬のみちづくりプラン 2018	2018.12
第4次男女共同参画さっぽろプラン	2018.4
新・さっぽろ子ども未来プラン	2015.3
札幌市教育振興基本計画	2019.2
第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画	2019.6

- ・以上の事例を踏まえて、4つの案を示す。

プラン名称案	寸評
案1 札幌市建設産業活性化プラン	現在の案、札幌市のプランであることを示すが、行政のプランという意味合いがやや強くなる
案2 札幌建設産業活性化プラン	「札幌建設産業」が固有名詞に見える
案3 さっぽろ建設産業活性化プラン	行政のプランから、札幌に関わる人・企業を対象とするプランという意味合いとなり、ひらがなとすることで柔らかい印象を受ける
案4 建設産業活性化さっぽろプラン	全国的に行われている建設産業活性化の取組のさっぽろのプランという意味合いが生じる

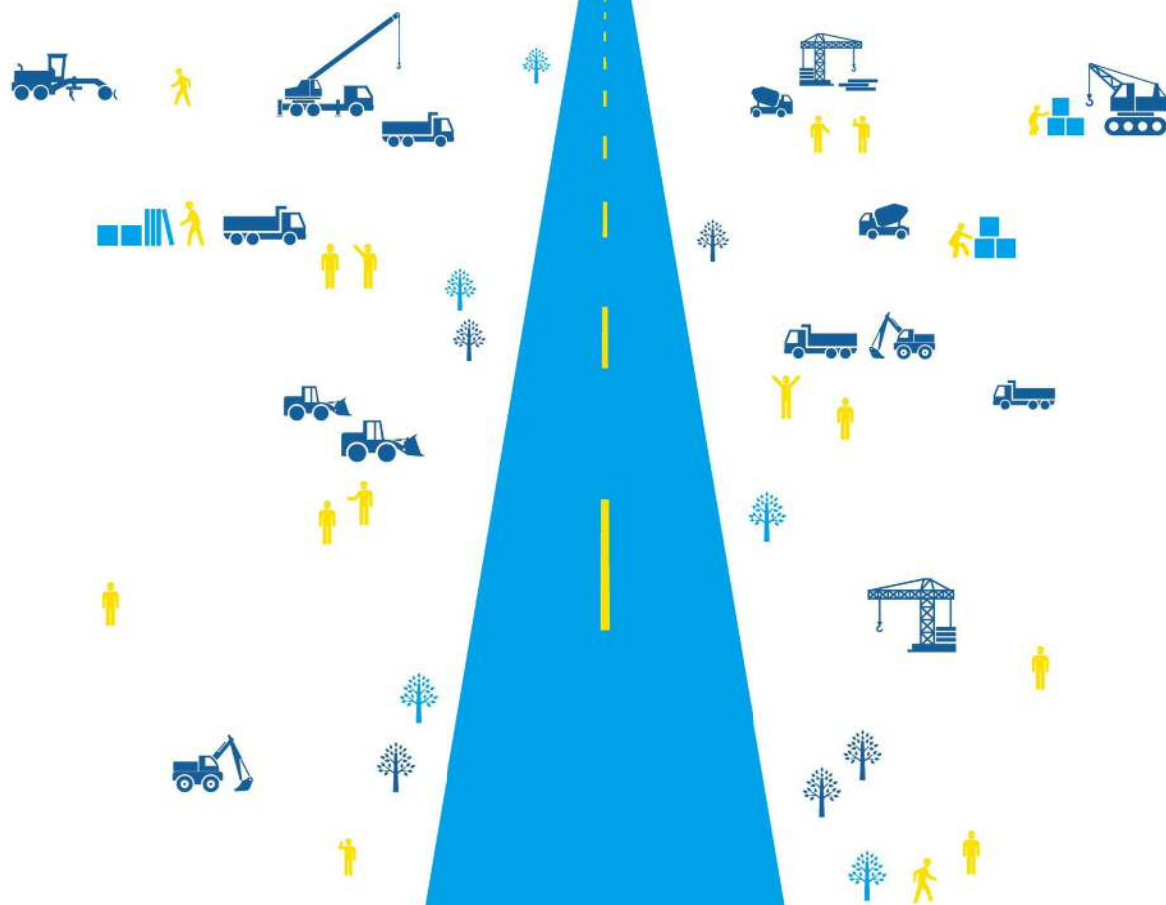
⇒案1～案4を中心に検討し、決定する

札幌市建設産業 活性化プラン



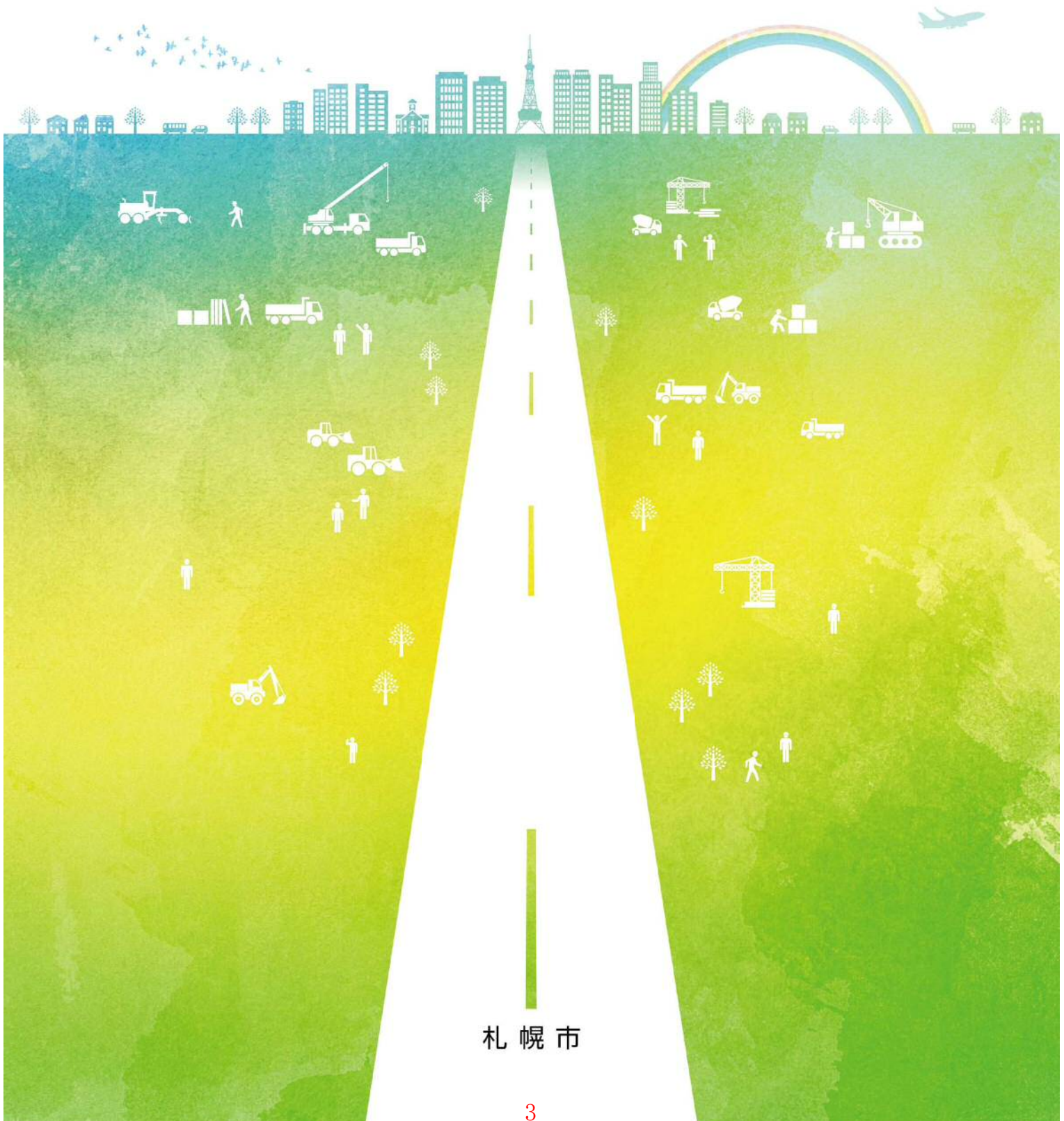
(A-2案)

札幌市建設産業 活性化プラン



札幌市

札幌市建設産業 活性化プラン



札幌市

(B-1案)



札幌市建設産業 活性化プラン



札幌市

(B-2案)



札幌市建設産業 活性化プラン



札幌市

(C-1案)

札幌市建設産業 活性化プラン



札幌市

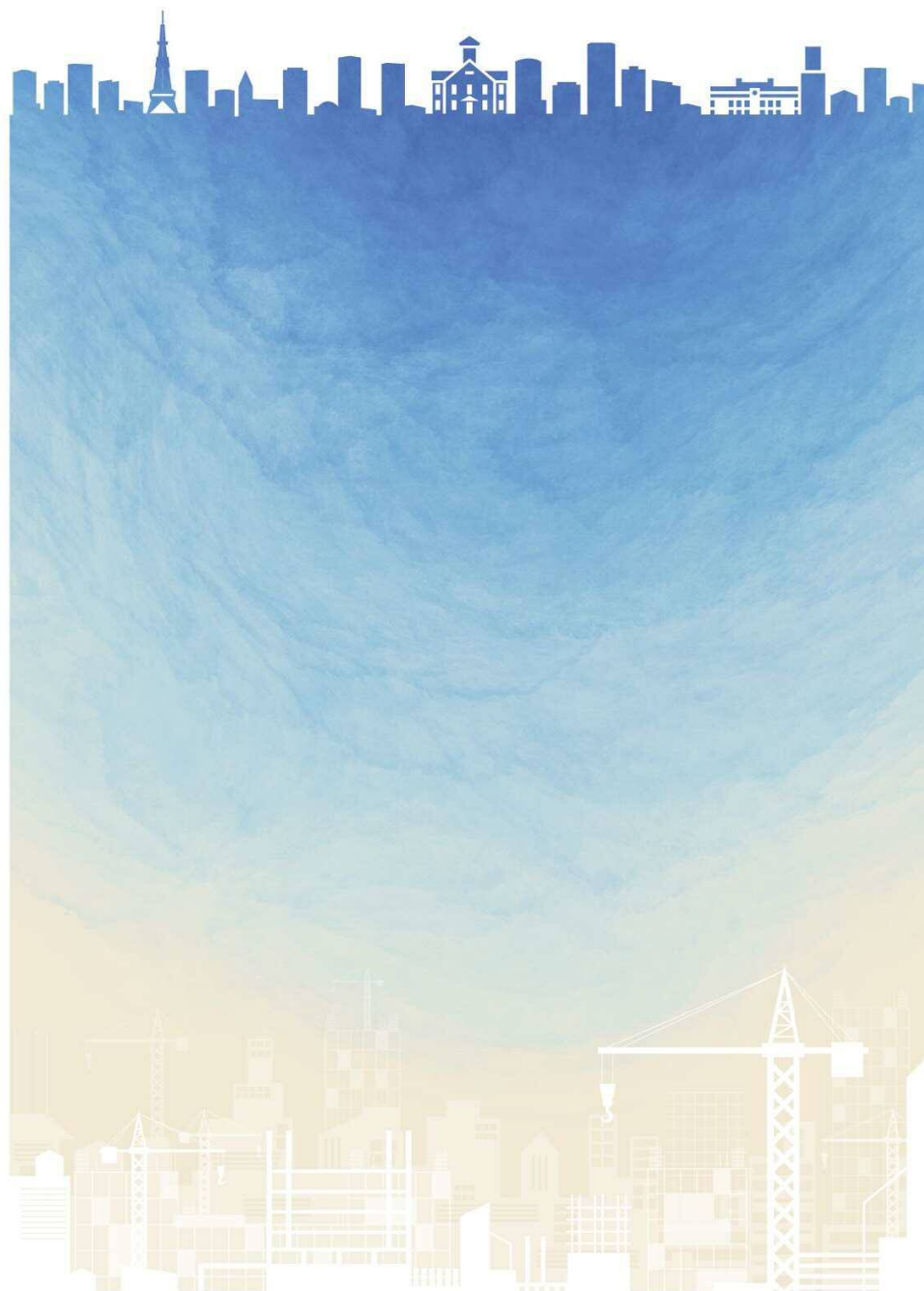
(C-2案)

札幌市建設産業 活性化プラン

札幌市

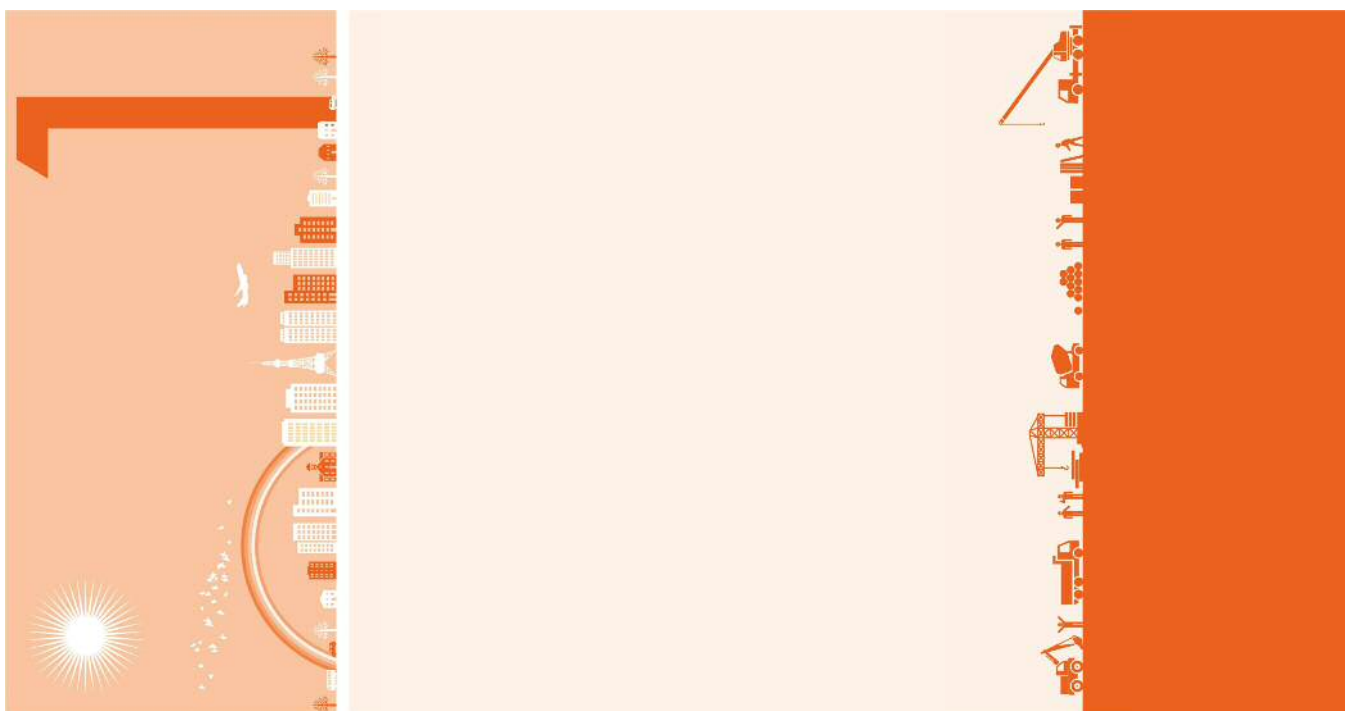
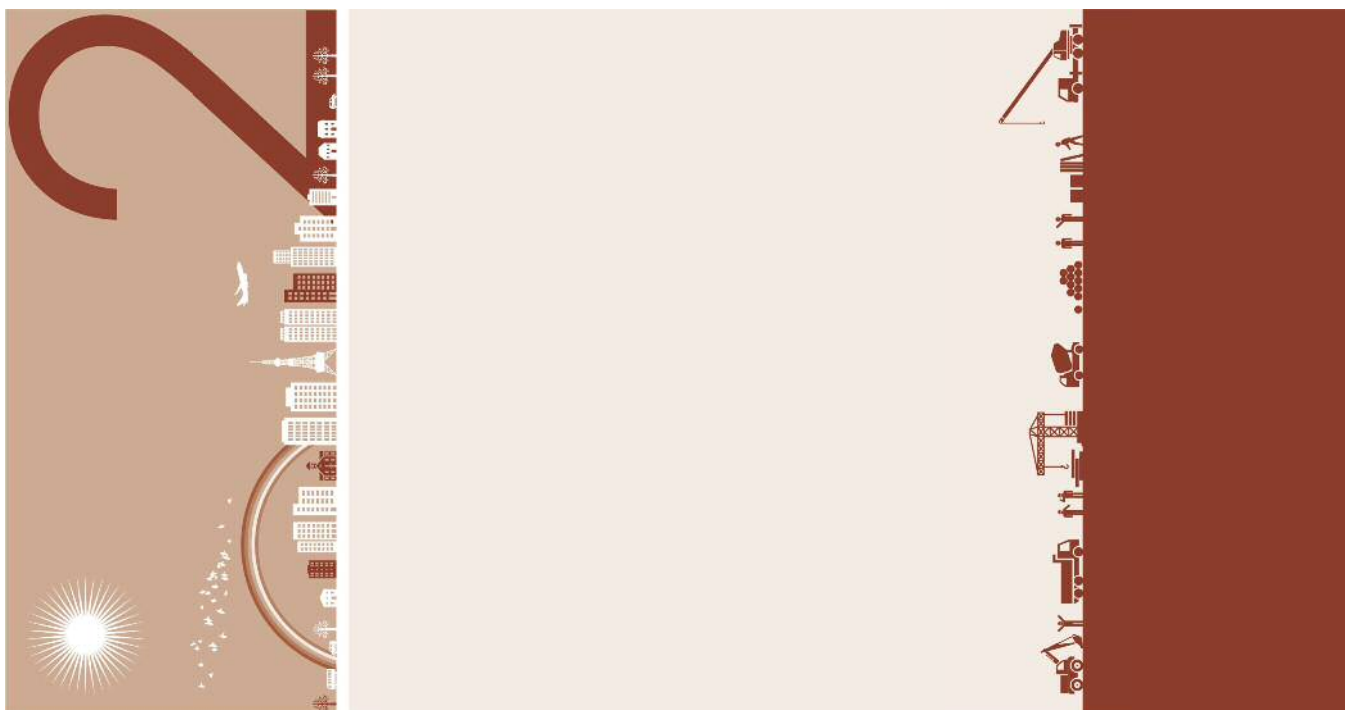
(D案)

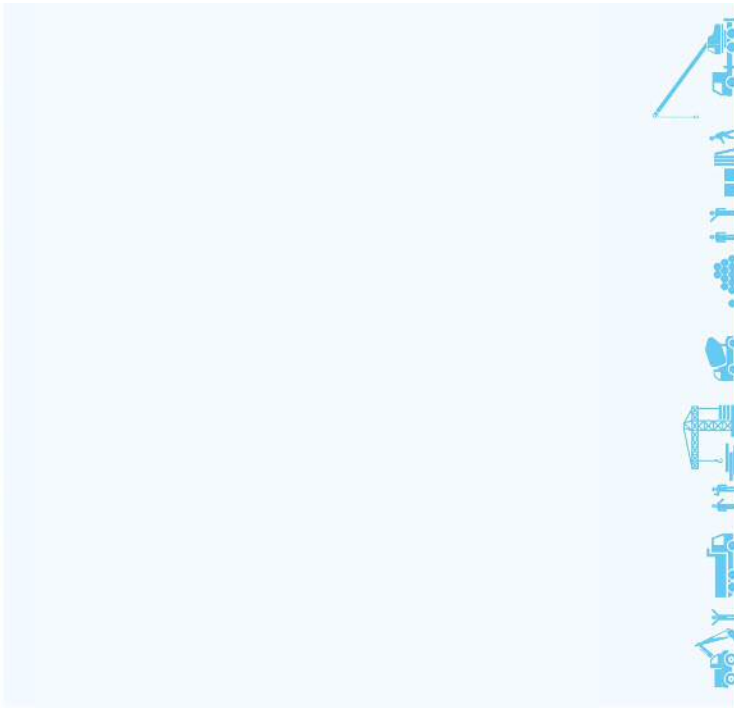
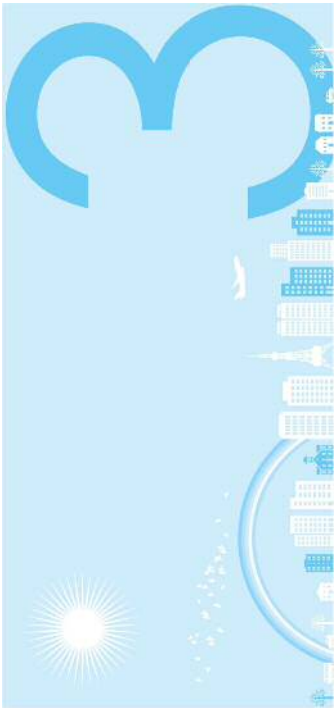
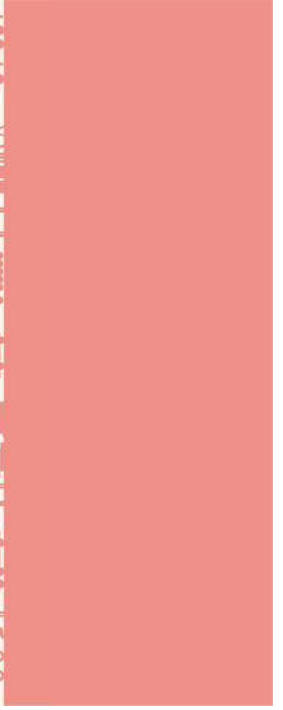
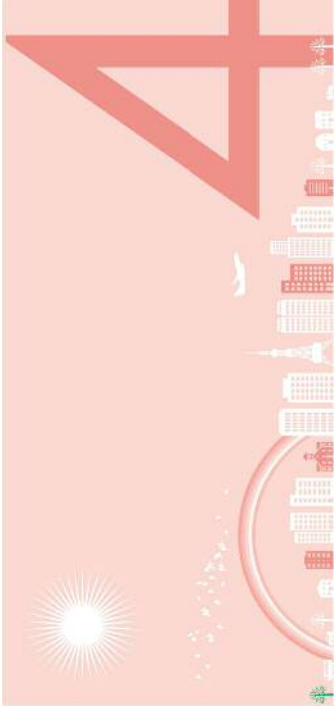
札幌市建設産業活性化プラン

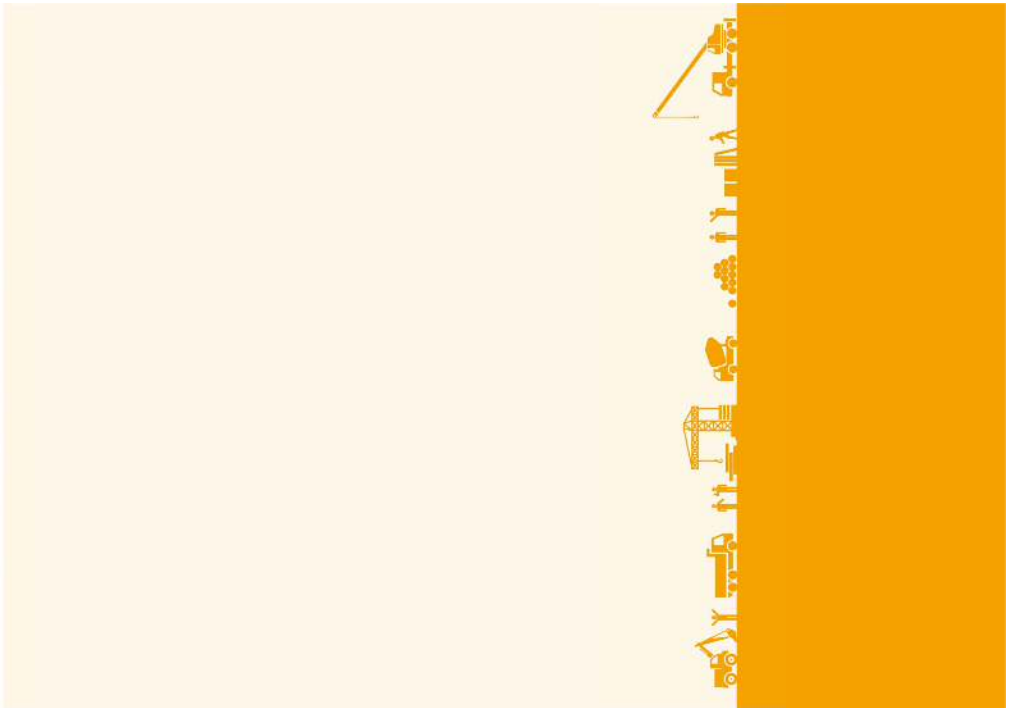
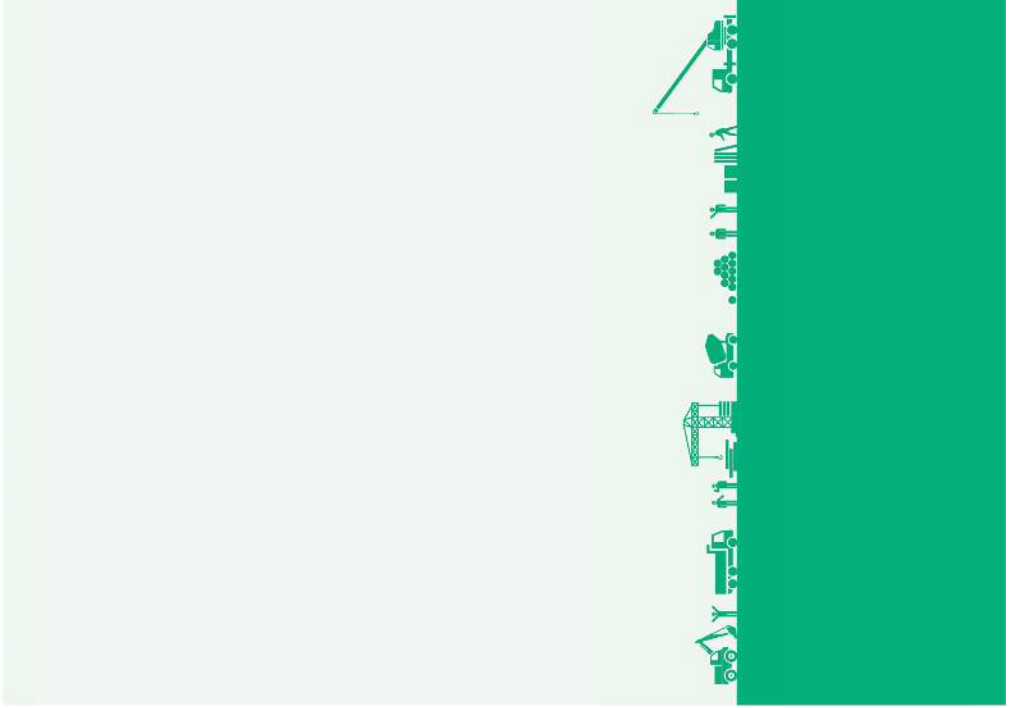


札幌市

2. 各章扉案について（A案）



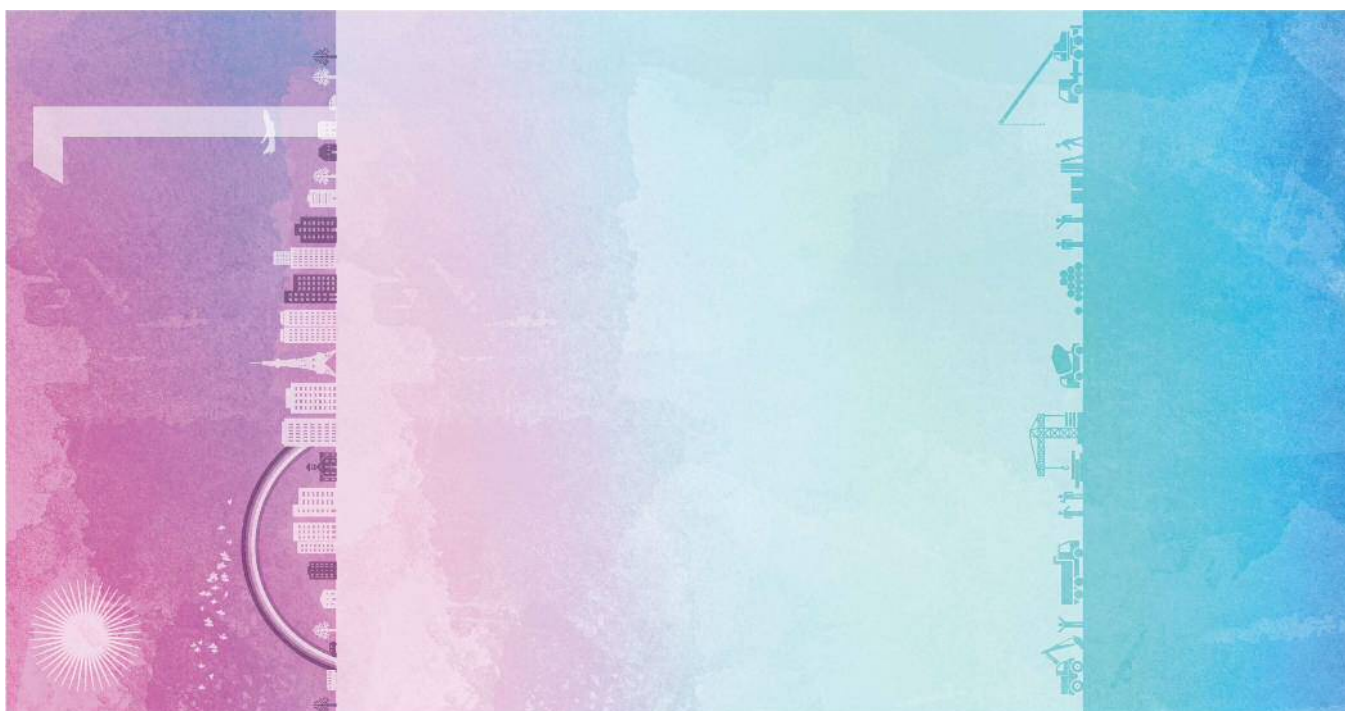
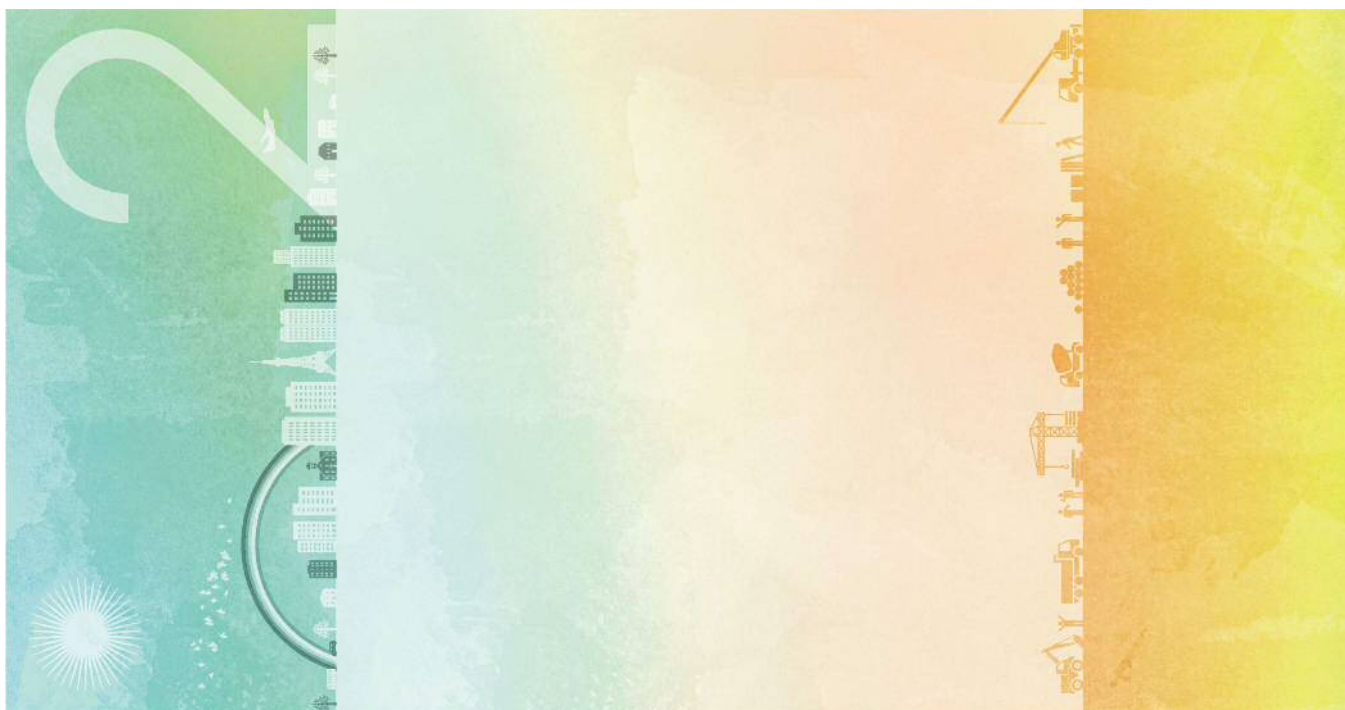




(A' 案～章番なし)



(B案)



(C案)

